

公開資料

戦略的創造研究推進事業
(社会技術研究開発)
研究開発実施進捗報告書

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

「 多専門連携による司法面接の実施を促進する
研修プログラムの開発と実装 」

仲真紀子

(立命館大学総合心理学部 教授)

注：本報告書は、当初設定された研究開発期間（平成 27 年 11 月～平成 30 年 11 月）の実施の進捗を報告するものである。なお、本プロジェクトは平成 30 年 12 月より「研究開発成果の定着に向けた支援制度」の適用を受け、研究開発期間が令和 2 年 3 月（予定）まで延長となっている。

目次

I. 本研究開発実施進捗報告書サマリー	3
II. 本編	4
1. プロジェクトの達成目標	4
1－1. プロジェクトの達成目標	4
1－2. プロジェクトの位置づけ	5
2. 研究開発の実施内容	6
2－1. 実施項目およびその全体像	6
2－2. 実施内容	8
3. 研究開発成果	26
3－1. 目標の達成状況	26
3－2. 研究開発成果	26
4. 領域目標達成への貢献等	33
4－1. 領域目標達成への貢献	33
4－2. プロジェクト共通の課題への貢献	34
5. 研究開発の実施体制	35
5－1. 研究開発実施体制の構成図	35
5－2. 研究開発実施者	35
5－3. 研究開発の協力者	36
6. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など	37
6－1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など	37
6－2. 論文発表	54
6－3. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）	57
6－4. 新聞報道・投稿、受賞など	65
6－5. 特許出願	68
7. 領域のプロジェクトマネジメントについてのご意見や改善提案（任意）	68
8. その他（任意）	68

I. 本研究開発実施進捗報告書サマリー

「関係性のなかでの被害」，特に虐待事案等においては児童相談所，警察，検察等の支援・介入が必要であり，そのため複数の機関が繰り返し面接を行うことがある。しかし，面接の繰り返しは，記憶の汚染や精神的な二次被害を引き起こし，適切な対応を困難にする。このような事態では，司法面接（正確な情報を，できるだけ精神的な負担をかけることなく聴取する面接法）を多専門連携で行うこと（協同面接，代表者聴取）が有効である。

そこで本プロジェクトでは，研究者が「公」（福祉・司法の専門機関）と「私」（支援・介入を必要とする当事者）の「間」となり，研究活動を行った。その目標は，（1）多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムを開発し，研修を行うこと，（2）司法面接のトレーナー研修を実施し，専門家・実務家のトレーナーを育成すること，（3）現実の事例（実事例）を支援することで司法面接の社会実装を進めること，さらに，（4）近年では外国語を話す人に対して司法面接が行われる機会が多くなっていることから「通訳・仲介者を介した面接」や，被害児童においては心理臨床的な支援も欠かせないことから「司法面接と心理臨床の連携」についても実証的・実践的な知見を得ること，であった。

3つの研究グループが4年間にわたり「基礎研究→プログラムの開発→研修による知見の提供→研修から得られるフィードバックの投入」というサイクルを回し，以下の成果を得た。（1）多専門の専門家がチームをつくり司法面接を実施できるように，連携を促す司法面接研修プログラムを開発し，5000人を越える専門家に提供した。（2）すでに研修を受け，司法面接の経験もある専門家を対象にトレーナー研修を実施し，福祉，司法等の専門家60人を越えるトレーナーを育成した。（3）専門家が実施する司法面接につき支援を行うことで，社会実装を進めた。（4）通訳・仲介者を介した効果的な面接や代替的な方法の提案や研修，司法面接と心理臨床の連携を促進するプログラムの開発やネットワークづくりを行い，きめの細かい司法面接の実施を促した。

これらの成果は，著書，論文のほか，<https://forensic-interviews.jp/>においても公開している。苦境にある人から，その声を正確に負担なく聴き取ることは基本的な人権を守ることであり，すべての当事者にとって重要である。事実の調査は支援・介入の一点でしかないが，「要」でもある。

Ⅱ. 本編

1. プロジェクトの達成目標

1-1. プロジェクトの達成目標

「関係性のなかでの被害」，特に虐待事案等においては福祉的な介入，司法的，医療的な介入が必要となることが多く，その過程で面接が繰り返されやすい。面接の繰り返しは，以下のような問題を生み出す。第一に，面接を繰り返すことにより，面接者の発話に含まれる情報が被面接者の記憶を汚染したり（事後情報効果），推論と体験に混乱が生じるなどの可能性が高まる（リアリティモニタリングの失敗）。第二に，事件や事故などのネガティブな体験につき繰り返し聴取を行うことは，精神的な二次被害の原因となり得る。

このことを踏まえ，本プロジェクトは，RISTEX プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」の成果である司法面接法とその研修法を土台としつつ，以下の目標を達成する。第一に，福祉，司法，医療等の実務家に対し，司法面接と多専門連携の研修プログラムを提供すること，第二に，これらの実務家のなかから研修トレーナーを育成すること，そして第三に，現実の事例（実事例）を支援することで「関係性のなかの被害」の正確な確認，適切な介入を推進することである。具体的には，以下の活動を行うことで，目標の達成を目指す。

■活動

(1) 研修

実務家が司法面接と多専門連携を体験し，習得できる研修を年3回実施する。各研修は各回24人を上限とし，2日間のプログラムにより実施する。3年間に9回の研修を行い，少なくとも計216人にトレーニングを行う。

なお，「採択にあたっての留意点③：予防的に司法面接の手法が導入できるような方策を検討して研究開発に盛り込んでください」を取り入れ，専門家や実務家に対する研修のみならず，学校関係者，保護者等にも「子どもの話す力を伸ばす」ための知見提供や，簡易研修を計画し，実施する。

(2) トレーナーの育成

司法面接研修を受けた者に研修スタッフとして参加してもらい，トレーナーとして育成する。また，こういったトレーナーが各機関等で研修を行えるように面接キットの作成，提供，技術支援を行う。期間中に少なくとも2人のトレーナーを育成する（トレーナーとなる動機づけをもち，持続して技能習得が行えるものは50人に1人程度（LeBlanc, 私信），トレーナーはより少ないと推定される）。

(3) 司法面接の支援

現実の司法面接ならびに多専門連携の支援を行う。支援は，面接室や機材の提供，連携のコーディネート，司法面接の計画，実施，バックスタッフ支援，ならびに評価を含む。年間数件の事案が見込まれるが，これらにつき，個人情報に立ち入らないかたちで支援の

効果、結果を蓄積する。特に、連携が正確な聴取、精神的負担を下げるのかについて、事例的な検証を試みる。

なお、「採択にあたっての留意点⑤：児童虐待のみならず、他の事案へ展開できるような方策を検討してください。」を受け、事例に関しては、虐待事例にとどまらず、DV 事案、高齢者・知的障害者の虐待事案、いじめ事案、家事事件における意向調査等、広く対応する。

(4) 基礎研究

司法面接の実施に関わる基礎研究を行う。具体的には、本プロジェクトの中心事項である「司法面接や多専門連携に関する意識（研修前後の変化ならびにパフォーマンスとの関連を含む）」、外国人被害児童が増加していることなどから「通訳・仲介者を介した面接」について、被害児童においては心理臨床的な支援も欠かせないことから「司法面接と心理臨床の連携」について、実証的な知見を得る。これらの知見は研修に反映させる。また、研修で得られたフィードバックを基礎研究に投入する。

なお、「採択にあたっての留意点③：予防的に司法面接の手法が導入できるような方策を検討して研究開発に盛り込んでください」を取り入れ、子どもの報告の促進に関わる知見を収集し、必要に応じて実験的にも検討する。

■アウトプット（成果物）

上記の活動により、以下のアウトプットの達成を目指す。

- ・ 「多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラム」と研修キット
- ・ 多専門連携に動機付けられた 216 人の実務家と 2 人のトレーナー
- ・ 現実の事例を支援することにより得られる検証結果
- ・ 多専門連携による司法面接を、様々な文脈で用いることを可能にする科学的知見（連携を阻む要因とその解決に関わる心理学的、通訳の使用における課題と意義、事実確認と心理臨床の連携のあり方等）

1－2. プロジェクトの位置づけ

本プロジェクトが採択されたのとほぼ同時期、2015 年 10 月 28 日に厚生労働省、警察庁、最高検察庁から「協同面接」に関する通知が出された。協同面接とは、児童虐待事案において、児童からできるだけ正確な情報を、できるだけ精神的負担をかけることなく聴取することを目指し、児童相談所、警察、検察の三者が連携して事実確認を行うことを推奨するものであった。多専門連携による司法面接の実施を推進することを目指すプロジェクトの目標は、まさにこの方針に合致するものであった。

2015 年以降、協同面接の実施件数は 33 件（2015 年）、232 件（2016 年）、354 件（2017 年）と増加し（厚生労働省、2017）、2018 年 7 月 20 日には児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が、また同年 7 月 24 日には、厚生労働省、警察庁、最高検察庁がさらなる連携の強化を推奨する通知を出した。

ただし、これらの通知は、必ずしも連携や協同面接の具体的方法を示しているわけではない。本プロジェクトは、こういった省庁の方針に沿い、福祉と司法の専門家に具体的な面接法や連携の仕方の基礎を提供したといえるだろう。

2. 研究開発の実施内容

2-1. 実施項目およびその全体像

項目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
司法面接・多専門連携研修	■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
トレーナー養成		■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
現実の面接・連携の支援		←	→	
政策提言・制度化の試み ・ワークショップ・シンポ等 ・提言	■	■	■	■ ■
基礎研究：司法面接と多専門 連携への動機付け ・調査研究 ・研修フィードバック ・まとめ	←	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ →
基礎研究：通訳・仲介者を介 した面接 ・資料収集 ・実験研究Ⅰ ・実験研究Ⅱ ・研修フィードバック ・まとめ	←	←	→	■ ■ ■ →
基礎研究：司法面接と臨床支 援の連携 ・資料収集 ・実験研究 ・調査研究 ・研修フィードバック ・まとめ	←	←	→	■ ■ ■ →
成果のまとめ（出版等）			←	→

仲グループ（仲真紀子）

実施項目：多専門連携による司法面接の推進と実事例支援

概要：仲グループは、本プロジェクトの企画立案、実施の主体を担う。マネジメントグループと一体となって司法面接室を構成し、本プロジェクトのエンジンとなって以下の活動を行う。

- ・ 司法面接の技能習得と多専門連携を推進する研修プログラムの開発
- ・ 実務家への研修とフィードバックの収集
- ・ 実事例への対応と事例的検証
- ・ プログラムを構成する基礎研究
- ・ トレーナーの育成
- ・ 羽渕グループと田中グループの研究、研修の支援

以上の活動につき、「研修→フィードバック→基礎研究→プログラムの開発→研修」というサイクルを回しながら、プログラムの開発と実務家への提供を行い、成果の社会実装を図る。

羽渕グループ（羽渕由子）

実施項目：通訳・仲介者のいる面接のあり方と支援

概要：通訳、仲介者を介して司法面接を行う場合の問題を明らかにし、弊害の少ない方法を構築する。具体的には、以下の活動を行う。

- ・ 外国人に対する司法面接法の開発
- ・ やさしい日本語版目撃者遂行型調査（SAI：Self-Administered Interview）の開発
- ・ 日本語を母語としない対象者の日本語会話能力を簡便に査定する簡易型日本語会話能力判定ツールの開発
- ・ フィードバック（社会実装）

田中グループ（田中晶子）

実施項目：司法面接と心理臨床の連携

概要：事実確認と心身のケアとの効果的な連携について検討する。具体的には以下の活動を行う。

- ・ 心身のケアを含む多機関連携促進のためのプログラムの開発
- ・ 地域での継続的な連携の場の提供・実務家からの情報収集
- ・ 発信とアウトリーチ
- ・ 要素研究

2-2. 実施内容

2-2-1. 仲グループ（仲真紀子）

実施項目①司法面接の技能習得と多専門連携を推進する研修プログラムの開発、ならびに
実施項目②実務家への研修とフィードバックの収集

- (1)目的：児童虐待事案においては、児童相談所、警察、検察といった複数の機関が、繰り返し面接を行うことが一般的であった。面接の繰り返しは、供述を不正確なものとし、かつ、精神的な二次被害も引き起こす可能性がある。そこで、多専門連携による面接の実施を促進するために、研修プログラムを開発し、研修を行った。
- (2)内容・方法・活動：研修プログラムの開発は、従来のプログラム（新学術領域「子どもへの司法面接：改善その評価」）をもとに多専門連携を促すと考えられる項目（協同での面接の計画、バックスタッフ演習、事後協議等）を加えて（a）研修を行い、（b）フィードバックや、（c）基礎研究を参照しながら、（d）プログラムに修正を加え改善する、という PDCA により実施した。
- (3)結果：2 日間の研修を年 2-3 回、計 11 回実施した。研修者は 329 名であった（表 2-2-1-1 に内訳を示す）。

最終的な研修プログラムは、以下のとおりである（研修の効果ならびに研修プログラムの高度化の過程の詳細については（5）に述べる）。

- ・ 1. 聴取の問題と司法面接の講義：なぜ子どもは特別か、2. 協同面接（多専門連携）の意義：なぜ 1 回の面接が必要か、3. 司法面接の概要（自由報告）、4. 司法面接の構造：自由報告と構造、5. 構造化された面接と NICHHD プロトコル、6. 演習：DVD を見てのミニ演習、7. 面接の流れと計画、8. 補助的な証拠、9. 話さない子ども、10. 難しい質問。特に、4 回の面接演習において、グループワークによる事前協議（面接の計画）、バックスタッフ演習（バックスタッフがそれぞれ役割をとって面接内容を記録し、補充質問等を考え面接者を支援する中間協議）、事後協議（それぞれの専門の立場から何ができるか：面接後の振り返り）を強化した。この他、サポーターの重要性（面接者、バックスタッフのみならずサポーターを設け、面接の手配や説明等を行う）も強調した。
- ・ 対象者は、329 名であった。各研修において 28～40 人の研修者を 7～10 のチームに分け（各チームには児童相談所職員、警察または検察が含まれる）、研修者はチーム単位で演習を行った。
- ・ 内訳を表 2-2-1-1 に示す。児童相談所職員、警察が約 1/3 ずつを占め、検察、弁護士、裁判所（主として家庭裁判所調査官）、その他が 1/3 となる多専門連携での研修となった。

表 2-2-1-1：北大・立命館大学で行った研修

年度	児相	警察	検察	弁護士	裁判所	医療	その他	計
2015	24	19	4	0	1	1	7	56
2016	37	61	3	0	3	3	16	123
2017	35	20	7	2	1	1	8	74
2018	25	20	7	3	5	3	13	76
計	121	120	21	5	10	8	44	329
%	36.78	36.47	6.38	1.52	3.04	2.43	13.37	

プログラムの内容等は、仲（2016）や Naka(2015)に記述した。

- (4)特記事項： 上記の研修の他、児童相談所、検察、警察による司法面接研修の依頼に応じた。その際、児童相談所であれば警察、検察に、警察であれば児童相談所、検察に声掛けをいただき、三者が合同で研修を行うように求めた。その結果、児童相談所、警察、検察庁等の依頼により行った研修 36 件中 9 割は三者を含む合同・多専門連携による研修となった。研修者数を表 2-2-1-2 に示す。児童相談所、警察、検察の割合は 2 割、5 割、1 割であった。児童相談所職員、警察官、検察官の数はおよそ約 1 万、25 万、2700 人であることを考えると、検察官の参加が相対的に高いといえる。

表 2-2-1-2：その他の依頼により行った研修（表 2-2-1-1 を含まない）

年度	児相	警察	検察	弁護士	裁判所	医療	その他	計
2015	172	155	97	42	14	125	142	747
2016	431	1194	258	25	25	13	76	2022
2017	355	852	233	41	43	29	230	1783
2018	179	578	99	3	0	11	169	1039
計	1137	2779	687	111	82	178	617	5591
%	20.34	49.7	12.29	1.99	1.47	3.18	11.04	100

(5) 研修の効果ならびに研修プログラムの高度化の過程

中間報告において求められた、司法面接研修の効果や受講者からの評価、司法面接研修が高度化していった過程について述べる。

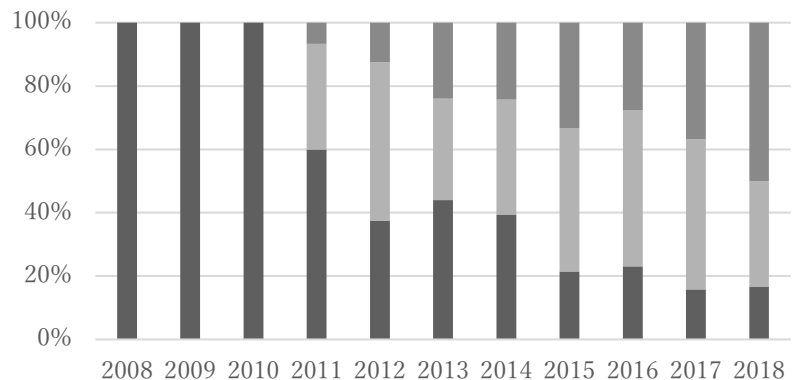
- **研修の効果と課題**：研修の前後で行った調査によれば、研修を行う前に比べ、研修後では（1）オープン質問の量や被面接者からの情報量（発話文字数）が増し、正確な情報の割合も高くなること（仲，2011, 2018）；（2）「司法面接で聴取すべき」情報は、

一般的知識（生活におけるニーズや加害したとされる人の一般的属性等）から、事実に関する情報（いつ、どこで、何が起きたか）へと重点が移ること（仲，2014，2018）；

（3）「面接者から被面接者に伝えるべき」情報も、「あなたは悪くない」「話したくなければ話さなくてもよい」などの言葉かけから、グラウンドルール（「どんなことでも全部話してください」「知らないことは知らないと言ってください」等）が重視されるようになること（仲，2014，2018），などが確認されている。また，司法面接の方法（オープン質問）で得られた情報は，より信用性が高いと判断されることも示された（仲，2016）。さらに，①司法面接研修の効果，②司法面接を使用したいか，③技能の習得度を尋ねた調査では，2015年の時点において①「研修はとても/かなり役立った」がほぼ100%，②「司法面接をとても/かなり使用したい」が95%，③「よく/かなり習得できた」が60%（残り40%は「ある程度習得できた」）という結果が得られており（仲，2015），司法面接や研修の効果は比較的高く認識されていることが示されている。これに対し，多機関連携については，他の機関に関する知識や理解の不足，目標や方法の違いが「連携を阻む要因」と認識されていることが判明した（仲，2016）。

- **研修の高度化：**上記の調査結果を踏まえ，本プロジェクトでは多機関連携による司法面接の促進を目指し，以下のように研修プログラムを改善し，実施した。研修は4人チームで行うが，特にこのチームでの活動や意見交換を増やし，互いの機関の知識・理解を促すとともに，目標・方法の「違い」はむしろ「強み」であることを強調した。

- **多機関連携でのチーム編成：**児童相談所職員（心理司，福祉司），警察官，検察官で4人チームを構成する。チームは地域性を重視し，研修後も連携が取れるように図る。多機関による研修は2008年の0%から2018年の83%（2機関が33%，3機関が50%）へと増加した（図を参照）。



図：多機関による合同研修の割合

■1機関 ■2機関 ■3機関

- **事前協議：**「面接の計画」の単元以降の3つのロールプレイにおいて15分の前協議（面接の計画）を設けた。チームのメンバーが持ち回りで意見や計画の取りまとめを行う。
- **バックスタッフ演習：**すべての研修者が，振り返り対象の面接のバックスタッフになったつもりで面接の記録をとり，情報を整理し，補充質問を考える。ブレイク時には，5分程度の中間協議を行い，補充質問をどのような言葉で，どのような順序で行うかを考え，用紙にまとめて面接者に渡す。戻ってきた面接者をねぎらい，励ますこともバックスタッフの役割であることを強調した。

- **事後協議：**ロールプレイで得られた情報（子どもの供述）にもとづき，（1）誰に対して（子ども，保護者，加害したとされる人等），（2）何をするか（司法面接以外のさらなる情報収集，支援，照会・案内，見守り態勢の構築等）を，時間軸（タイムライン）に沿って5分程度協議する。
- **コメント：**福祉司，心理司，警察官（生活安全），警察官（刑事），検察官からのコメントをいただく。
- **トレーナー研修の高度化：**トレーナー研修の目標を（1）司法面接技能，（2）バックスタッフ・スーパーバイズ技能，（3）研修技能，（4）供述分析の技能，の高度化を目指すものとして研修を再構築し，より現実的な事案について，研修指導が体験できるものとした。
- **多機関による協同面接の現状：**上の図が示すように，2機関，3機関による司法面接研修は増加した。厚生労働省の子ども・子育て推進調査事業によりキャンサースキャンが実施した調査（2018）（仲は研究会委員長として参加）によれば，児童相談所が把握している協同面接の2016年度実施件数は340件であったのに対し，2017年度の実施件数は617件であり，うち83%は児童相談所，警察，検察の3機関，14%は警察と児童相談所，3%は検察と児童相談所によるものである。本プロジェクトによる研修も，こういった多機関連携の促進に貢献していると推察される。

実施項目③ 事例への対応と事例的検証

- (1) **目的：**現実の実務における司法面接の定着を促し，また問題解決を支援するために，個別の事例に関する相談に応じた。
- (2) **特記事項：**実施項目③については秘匿性が高いため非公開とする。

実施項目④ プログラムを構成する基礎研究

- (1) **目的：**多専門連携に関わる問題，プログラムの開発，司法面接全般に関する問題の解明と解決を目指し，専門家の意識に関する研究，面接や言語コミュニケーションに関する研究を実施した。
- (2) **内容・方法・活動ならびに (3) 結果**
研究内容と方法，結果の要旨を以下にまとめる。

【専門家の意識】

- ・ **司法面接と多機関連携の使用に関する専門家の意識（調査）：**自由筆記，尺度による調査を実施した。連携を阻む要因として「目標・立場の違い」が大きいと認識されていることが判明した。（「法と心理」，大会発表）
- ・ **司法，福祉，心理の専門家による虐待認知-仮想的な虐待への対応の種類と頻度に関する認識（調査）：**司法，福祉，心理のいずれも性虐待を困難だと考えていることが示された。（大会発表）

- ・ 虐待通告を阻む理由（フォーカスグループ・調査）：家族，子ども，通告者自身，虐待防止法に関する知識の不足等，多重の要因が通告を阻むと認識されていることが示された。（大会発表）

【面接・言語コミュニケーション】

- ・ 司法面接における非開示の子どもの支援（文献研究）：面接内での支援（オープン質問と誘導にならない支援），ならびに環境要因の効果が大きいことが示された（「心理学評論」）
- ・ 司法面接に援用できる日本の認知発達研究（文献研究）：記憶，感情，嘘，心の理論等の研究が司法面接の理解，向上に援用できる（「児童心理学の進歩」）
- ・ 被疑少年のコミュニケーションにかかわる認知特性（文献研究）：少年における被暗示性，ホット/クールな実行機能の発達差，司法手続きに関する知識の不足が問題として掲げられた（「少年と司法」 in press）
- ・ 接見技術におけるオープン質問の活用（発話分析）：接見においてもオープン質問の有用性が認められる（大会報告）
- ・ 模擬評議の発話分析（発話分析）：裁判員が司法判断に至るまでのプロセスを分析した（大会講演）
- ・ 想起のコントロールの発達に関わる 認知的要因の検討 ―実行機能，言語能力，および想起時のメタ認知的思考―（佐々木慎吾との協同）（実験）：どの程度詳細/おおざっぱに報告するか，という能力と実行機能の関係性を示した（大会発表）
- ・ 保育者志望学生への司法面接研修（佐々木慎吾との協同）（調査）：保育場面での聴取においても司法面接の原理は活用できることを示した（大会発表）
- ・ 母親はどのように子どもから聞き取るか（田鍋佳子との協同）（調査）：母親が事実確認のために重要だと認識している内容は，必ずしも正確な聴取と結びつかないことを示した（著作コラム）
- ・ 調停におけるテレビ会議システム面接でのコミュニケーション（井坂薫との協同）（実験）：周囲の調停人の表情が発話コミュニケーションの解釈に影響を及ぼす可能性があることを示唆した（大会発表）
- ・ バイリンガルによる目撃供述と司法通訳の効果 母語，第二言語，通訳を介した供述の特徴（胡政飛との協同）（実験）：母語での報告に比べ，第二言語での報告や通訳を介した報告は質量が低下することを示した（大会発表，投稿準備中）
- ・ ASD 傾向のある人の言語隠蔽効果（番匠谷博之との協同）（実験）：ASD 傾向が相対的に高い人では，言語隠蔽効果が見られにくいことを示した（大会発表）

- ・ 捜査面接における面接者のラポール構築方略と発問タイプの効果（山本渉太らとの協同）（実験）：関係性を重視したラポール構築やオープン質問が報告を増加させることを示した（大会発表，「法科学技術」）
- ・ 聴取者の態度・外見的特徴が事情聴取における被聴取者の協力的態度に与える影響（山本渉太らとの協同）（調査）：態度，外見的特徴もコミュニケーションに影響を及ぼすことを示した（大会発表）
- ・ 司法面接教材・紹介ビデオの作成：トレーナーとなった専門家・実務家（協力者）が，A グループ，B グループという 2 つのグループを構築し，司法面接教材（現実味のある面接事例の録音録画）と司法面接の紹介ビデオを構築した。前者については，書き起こし資料につき発話分析を行った（DVD 媒体，「コンタクトゾーン」）

(4) 特記事項：詳細については公表資料を参照のこと。

実施項目⑤ トレーナーの育成

- (1) 目的：司法面接の研修を行ったり，司法面接を行う人々を支援する人（スーパーバイザー，バックスタッフ）を育成するために，トレーナー研修プログラムの作成，ならびにトレーナー研修を実施した。
- (2) 内容・方法・活動：2016～2018 年に 6 回実施した。2016～2017 年（5 回）は，通常の研修の前日に招集し，1 日目は先行講義と演習，2-3 日目は通常の研修に「スタッフ」として参加を求め，研修実施スキルの提供を行った。しかし，1 日では十分な演習が行えないこと，2-3 日目のスタッフとしての参加については，活動が多岐にわたり習得目標が必ずしも明示できなかった。そのため 6 回目は，トレーナー研修者を対象に，2 日間のプログラムを実施した。いずれの研修においても，面接技能の確認と発話分析スキルの獲得のため，参加者には事前課題を求めた。
- (3) 結果：2016 年～2017 年の 5 回は，日間の研修を年 2-3 回，計 11 回実施した。研修者は 329 名であった。表 2-2-1-4 に内訳を示す。

表 2-2-1-4：トレーナー研修修了者

	2016	2017	2018	計
児童相談所	4	7	5	16
警察	7	7	8	22
検察	0	1	8	9
その他	8	3	7	18
計	19	18	28	65

最終的な研修プログラムは，以下のとおりである。

- ・ 1. 自己紹介と参加の目撃, 2. 講義 (1) : 復習と研修のポイント (聴取の問題と司法面接の意義, 協同面接の意義, 自由報告と構造, 構造化された面接法と NICHD プロトコル, (研修の効果), 演習: バックスタッフ, スーパーバイザーとしてのサポート, 面接の計画, 概念の確認), 3. 講義 (2) : 復習と研修のポイント (話さない子ども: アップデート, 演習), 4. 面接演習【1】【2】, 5. 面接演習【3】【4】, 6. 講義 (3) : 供述分析 (DVD の提出と専門家証言, 宿題), 7. 面接演習【5】【6】, 8. 面接演習【7】, 9. 講義 (4) : 研修の組み立て。特に 3 のアップデートは「非開示」に関する文献研究を踏まえて作成した。また, 4~7 の面接演習は, 実務で出会うような現実味の高い内容とした。グループワークに時間を取り, 面接のスーパーバイザーとしてどのような支援をすればよいかの検討を求めた。なお, 「宿題」の事前課題は, 研修参加前に, 独自に面接を行い, 書き起こし資料を作成し, 分析をしていくというものであった。研修実施者 (仲) はこの書き起こし資料をチェックし, フィードバックを与えた。

(4) **特記事項** : 本人の承諾のあるものは, トレーナーの HP に記載がある。

<https://forensic-interviews.jp/trainer/>

実施項目⑥ 羽渕グループと田中グループの研究, 研修の支援

- (1) **目的** : グループ間の連携を深め, 共通した目標を達成できるように, 互いに支援・協力を行った。
- (2) **内容・方法・活動ならびに** (3) **結果** : 研修, 学会でのワークショップ・シンポジウム, 基礎研究において交流を行った。特に, 仲グループでの司法面接研修には, 羽渕グループ, 田中グループから多くの支援を得た。加えて, 先行するトレーナー研修を受け, トレーナーとなった方々が, 研修の支援者として参加して下さった。
- (4) **特記事項** : 研修には, RISTEX より多くのヴィジットがあり, 有用なアドバイスやコメントをいただいた。

2-2-2. 羽渕グループ (羽渕由子: 通訳・仲介者のいる面接のあり方と支援)

実施項目① 外国人に対する司法面接法の開発

- (1) **目的** : 通訳・仲介者が必要な場面における司法面接法の開発と訓練 (研修) プログラムを開発する。仲の子どもに対する司法面接法に関する研究 (H20-23 JST RISTEX「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」および, H23-27 科研費「子どもへの司法面接: 面接法の改善その評価」), 羽渕の外国人に対する面接研究 (H26-27 科研費「外国人留学生に対する面接のガイドラインの開発: 中国語母語話者を中心に」) に基づき, 通訳や仲介者が必要な対象者に対して弊害が少なく, かつ, 現場での実用性を備えた司法面接法の素案 (Ver.1) を作成する。その後, 多専門連携に向けて, 現場のニーズや現状の問題点とのズレや漏れを確認し, 修正して面接法および研修プログラムの開発に反映させる。

(2) **内容・方法・活動** :

- 1年目は、APSAC（The American Professional Society on the Abuse of Children）の研修で教えられている言語通訳者（interpreter）を用いる場合の注意点などを参考に、コミュニティ通訳者に協力を得て通訳介入司法面接のプロトタイプを作成した。このプロトタイプをたたき台として、名古屋学芸大学（愛知県日進市）において2017年2月に通訳の実務家、専門家を招いた検討会を開催した。
- 2年目は、iIRG(International Investigative Interview Research Group)のマスタークラスに参加して通訳介入司法面接の方法について情報収集をおこなった。また、国連難民高等弁務官（UNHCR）在日事務所が発行している通訳研修テキストや研修マニュアル、米国の少数言語話者の子どもを対象とした司法面接のマニュアルなどを参考に、研修案、通訳介入版のプロトコルを作成し、以下のワークショップを開催して、実務家から意見を収集した。
 - 通訳介入が必要な外国人に対する司法面接ワークショップ（2017年9月）：実務家（検察官、警察官、児童相談所職員）および通訳者を対象として、名古屋学芸大学において通訳介入が必要な外国人に対する司法面接ワークショップ（1日間）を開催した。仲班、田中班、羽渕班合同でおこなった。
 - やさしい日本語による司法面接法ワークショップ（2017年11月）：日本語教育関係者を対象として、徳山大学（山口県周南市）において、平易な日本語でおこなう司法面接ワークショップを開催した（1日）。仲班、羽渕班合同でおこなった。
- 3年目は、1～2年目に開催した検討会、ワークショップの反省点を改善し、研修プログラムのブラッシュアップと更新をおこなった。
 - 通訳介入が必要な外国人に対する司法面接ワークショップ（2018年8月）：実務家（検察官、警察官、児童相談所職員）および通訳者を対象とし、名古屋学芸大学において通訳介入が必要な外国人に対する司法面接ワークショップを開催した。通訳者を対象とした研修を前日におこない、実務家と通訳者が一堂に会して研修をおこなえるようにプログラムを編成した（1日半）。また、研修の最後にメンタルケアプログラムを挿入し、研修参加者の心理的曝露のケアをおこない、気分を回復して研修を終了するプログラムに改善した。仲班、羽渕班合同でおこなった。
 - 外国人の生活支援に関わる教職員を対象とした司法面接ワークショップ（2018年10月）：日本語教育関係者を対象として、兵庫県中央労働センター（神戸市）において、日本語でおこなう司法面接ワークショップを開催した（1日）。教職員を対象としたワークショップでも、参加者のメンタルケアプログラムを最後に取り入れた。仲班、羽渕班合同でおこなった。
 - 通訳を介した司法面接が子どもの発話に及ぼす影響を検討するために、小学生を対象として通訳介入の司法面接実験をおこなった。1分程度の動画を示し、NICHDプロトコルにそって、その内容を聴き取った。面接者が英語を用いて日本語通訳を介する条件と、面接者が日本語を用いて通訳を必要としない条件（統制条件）を設

けた。すべての子どもが日本語で応答したが、これまでの分析から、統制条件に比べて通訳条件では、子どもの発話数が有意に少ないことが示唆されている。今後は子どもの発話の質的分析や、子どもの学齢を統制して、より多くのケースを分析する必要があると考えている。本研究の一部は、第12回東アジア法と心理学会においてポスター発表された。

(3)結果：司法面接研修のプログラムをもとに、通訳者と協働する際の注意事項についての講義，外国人事例のロールプレイシナリオ，通訳者と面接者で面接計画から協働面接をおこなうシミュレーション，研修参加者のメンタル・ケア・プログラムを取り入れた通訳介入版の司法面接研修のプログラムを開発した（表 2-2-2-1 参照）。

表 2-2-2-1 通訳介入司法面接プログラムとその内容

2017 年度 (9/5)		2018 年 (8/28~8/29)			
		1 日目（通訳者のみ対象）		2 日目（実務家と通訳者）	
10:00~10:10	趣旨説明	13:00~13:10	趣旨説明	9:30~9:45	趣旨説明
10:20~11:50	講義（通訳者対象）「司法面接について」	13:10~14:30	講義「司法面接のガイドラインについて」	9:45~12:00	講義「司法面接と通訳」
	講義（実務家対象）「通訳ユーザの心得」	14:40~15:40	自由報告のふりかえり		
11:50~13:00	ランチミーティング	15:40~16:10	面接演習	12:00~13:00	ランチミーティング
13:00~14:25	グループ討議 面接計画	16:20~16:50	ふりかえり	13:00~14:25	グループ討議 面接計画
14:35~15:30	ロールプレイ	16:50~17:00	閉会挨拶	14:35~15:30	ロールプレイ
15:35~16:30	ふりかえり			15:35~17:00	ふりかえり
16:30~17:00	閉会挨拶 アンケート記入			17:00~17:10	ケア・プログラム
				17:10~17:30	閉会挨拶 アンケート記入

また、「NICHHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(通訳版)」を作成し、通訳を介した司法面接における推奨事項をわかりやすい形式で提示できるように作業をおこなっている。

(4)特記事項：開発したプロトコル等は，司法面接支援室 H.P.よりダウンロードできるように整備する。

実施項目② やさしい日本語版目撃者遂行型調査 (SAI : Self-Administered Interview) の開発

(1)目的: 松尾の「目撃者遂行型調査 (SAI: Self-Administrated Interview)」の研究成果 (H26-27 科研費「目撃者遂行型調査の効果の検討」) に基づき、通訳や仲介者が必要な対象者から筆記によって情報を引き出す方法を検討し、現場での実用性を備えた質問紙を作成する。

(2)内容・方法・活動:

- 1年目は、記憶研究の知見に基づき、英国で開発された質問紙 SAI (Self-Administrated Interview) の日本語版 (松尾・三浦, 2015) をもとに、日本語初級者が理解できるレベル (日本語能力 N5～N4, 小学校3年生程度) の日本語で指示が書かれた「やさしい日本語版 SAI」を開発し、外国人の日本語レベル別に有用性と効果測定のための実験を慶應義塾大学 (東京都港区) でおこなった。また、原版 (英語) を翻訳し、中国語版、韓国語版、ベトナム語版の SAI を制作した。さらに、アウト・リーチ活動用に、フライヤー、問い合わせ専用メールアドレス、FAQ などの整備をおこなった。
- 2年目は、「やさしい日本語版 SAI」の有用性の評価を目的として、SAI を用いない記述報告 (母語での記述による自由再生) と、「やさしい日本語版 SAI」を用いた報告の比較実験を、立命館アジア太平洋大学 (大分県別府市) でおこなった (2017 年 6-7 月, 10 月, H29 年度計画の段階ではオーストラリアでおこなう予定であったが、立命館アジア太平洋大学での実験実施が可能となったので実験地を変更して実施した)。
- 3年目は、1年目、2年目で実施した「やさしい日本語版 SAI」の有用性について、法と心理学会第 19 回大会で口頭発表した。本研究成果は、3月末までに論文として学術誌に投稿予定である。また、児童・生徒を対象として学校教育場面などでの利用可能性を検討するために、小学校3年生から6年生の児童を対象とした実験を実施し、結果を分析中である。

(3)結果: 初級レベルの日本語で書かれた質問を読んで母語で報告をおこなう質問紙「やさしい日本語版目撃者遂行型調査」を開発した。効果測定を実施した結果、開発した「やさしい日本語版目撃者遂行型調査」は、白紙を渡して出来事を書いてもらうよりも、より多くの情報を引き出すことが示された (図 2-2-2-1)。また、日本語初級者から利用可能であることが確認された (図 2-2-2-2)。今後は、利用実績を蓄積し、現場のニーズに即して改訂を重ねていくことが課題となる。

(4)特記事項: 「目撃者遂行型調査 (やさしい日本語版)」については、司法面接支援室 H.P. (<https://forensic-interviews.jp/>) に問い合わせ先を表示して対応する。

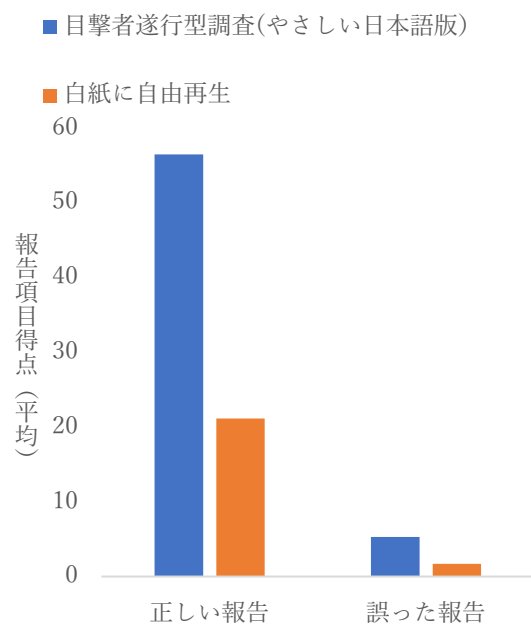


図 2-2-2-1 報告の方法による比較 (実験 1)

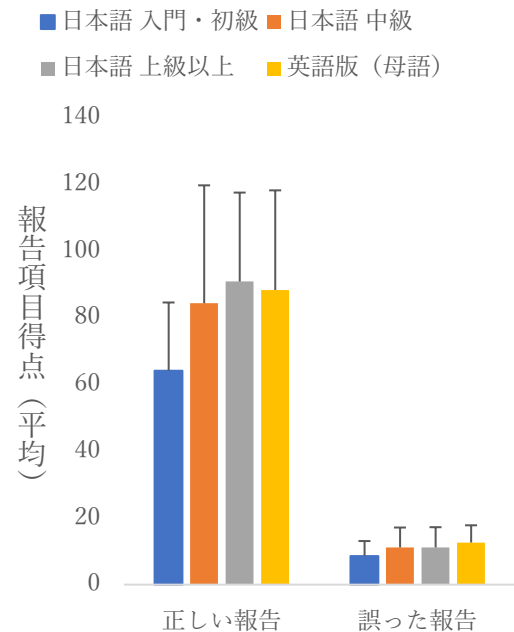


図 2-2-2-2 対象者の日本語能力別の比較 (実験 2)

実施項目③ 日本語を母語としない対象者の日本語会話能力を簡便に査定する簡易型日本語会話能力判定ツールの開発

(1)目的：事件や事故に遭遇したときに対象者が通訳を介さずに自力で報告ができるか否か（日本語で出来事の報告ができる会話能力か否か）について、語学能力の判定トレーニングなしで実施者が判定を簡便におこなえる簡易型日本語会話能力評価テストツールを開発する。

(2)内容・方法・活動：

- 1年目は、供述の信用性評価や、通訳の必要性を判断することを目的として、専門家であっても対象者（外国人）の日本語能力の判定（出来事の報告ができる日本語上級以上か否か）が簡便にできるように、必要最小限のテスト項目の選定をおこなった。また実際の使用場面について知見を得るために、警察関係者・医療関係者にインタビュー調査をおこなった。
- 2年目は、日本語教育学会が研究交流の場として主催している「交流のひろば」などで、1年目に選定したテスト項目について日本語教師、会話能力判定の専門家と意見交換をおこない、簡易版日本語会話能力判定ツールの開発を進めた。また、選定項目の妥当性と信頼性の検討のため、留学生および地域の在住外国人を対象としてテスト項目の選定に関わる調査を実施した。調査は、明日香学園（大分県大分市）、別府溝部学園短期大学（大分県別府市）、徳山大学（山口県周南市）およびその周辺地域でおこなった。これらの調査では、専門家でない人であっても専門家と同程度の評価ができるか否かの確認をおこなうために、会話能力判定テストの資格を持たない日本語教師

にも判定を依頼し、専門家との比較をおこなった。

- 3年目は、前年度に開発した簡易版日本語会話能力判定ツールを専門家でない人でも手順に沿って実施できるようにプロトコル化した。プロトコル化にあたっては、オーストラリアの裁判所および法廷で通訳者を扱うための文化的多様性に関する審議会の推奨国内規格（Judicial Council on Cultural DiversityのRecommended National Standards for Working with Interpreters in Courts and Tribunals）の手続きを参考にした。また、判定の信頼性と妥当性を比較するために、第二言語学習者の会話能力を判定するテストであるACTFL-OPI（American Council on Teaching Foreign Language - Oral Proficiency Test）の判定との比較、複数判定者による判定の比較について調査をおこない、現在分析中である。

(3)結果：専門的訓練を受けていない人でも短時間で対象者（外国人）が出来事の報告ができるか否か（日本語会話レベルが上級以上か否か）を短時間で判定できるツール「簡易型日本語会話能力判定テスト」のプロトコルを作成した。

(4)特記事項：「簡易型日本語会話能力判定テスト」については、司法面接支援室 H.P. (<https://forensic-interviews.jp/>) に問い合わせ先を表示して対応する。

実施項目④ フィードバック（社会実装）：

(1)目的：実務家および現場の専門職を対象として、ワークショップ、シンポジウムを開催し、研究成果の広報、実用化へ向けた交流をおこない、社会実装を促進する。

(2)内容・方法・活動：

- 2年目から実務家参加型のワークショップを開催し、現場のニーズの把握と、研究開発した成果物に対するフィードバックを得ながら社会実装を図った。
 - 通訳介入司法面接検討会（@愛知県日進市 名古屋学芸大学 2017 年 2 月）（外部参加者 3 名：法廷通訳者 1 名，法廷通訳研究者 1 名，医療通訳 NPO 法人理事 1 名）
 - 通訳介入が必要な外国人を対象とした司法面接ワークショップ（@愛知県日進市 名古屋学芸大学 2017 年 9 月）（外部参加者 20 名：検察官，警察官，児童相談所職員，通訳者）
 - 日本語教育学会共催 外国人とかかわる実務家のためのワークショップ—外国人から話（体験）を聴く方法—司法面接(NICHHD ガイドライン)を学ぼう-（@山口県周南市 徳山大学 2017 年 11 月）（外部参加者 14 名：教育関係者，研究者，国際交流に関わる職員，企業関係者）
 - 日本語教育学会 2017 年度第 10 回支部集会（関西支部）交流ひろば（@京都府京都市 龍谷大学 2018 年 3 月）
 - 日本語教育学会 2018 年度第 1 回支部集会（九州・沖縄支部）交流ひろば（@福岡県福岡市 福岡女子大学 2018 年 7 月）

- 日本語教育学会共催 外国人の生活支援にかかわる教職員のためのワークショップ—外国人から話を聴く方法 司法面接 (NICHHD ガイドライン) を学ぼう (@神戸市 兵庫県中央労働センター2018年10月20日) (外部参加者名19名, 教育関係者, 研究者, 国際交流に関わる職員)
- メディエーターとなる専門家, 教育関係者に向けて, 現状の課題と情報共有, 研究の広報を目的として以下のシンポジウムを開催した。
 - 法と心理学会第16回ワークショップ (@大阪府茨木市 立命館大学大阪いばらきキャンパス 2016年10月) 「多専門・多職種連携による司法面接の展開」
 - 日本心理学会第81回大会公募シンポジウム (@福岡県久留米市 久留米シティプラザ 2017年9月) 「司法における実践の心理学: 日本で被告人となった外国人の心理査定」
 - 日本教育心理学会第59回総会自主企画シンポジウム (@愛知県名古屋市 名古屋国際会議場 2017年10月) 「学校からの虐待通告—迅速な通告と有機的な多機関連携に向けて—」
 - 法と心理学会第17回ワークショップ (@東京都世田谷区 成城大学 2017年10月) 「司法面接の新展開: 外国人を対象とした司法面接の取り組み」, 「司法における多専門・多職種連携と心理学: 外国人被告人の心理査定」
 - 日本教育心理学会第60回総会自主企画シンポジウム (@神奈川県横浜市 慶應義塾大学日吉キャンパス 2018年9月) 「子どもから事実を聞き取る面接技術—司法面接の教育現場での活用に向けて—」
- 研究成果を学会で発表し, 情報共有と研究の広報をおこなった。
詳細は, 「6. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など」を参照のこと。

2-2-3. 田中グループ (田中晶子: 司法面接と心理臨床の連携)

概要: 司法面接 (事実確認) と被害を受けた子どもへの心身のケアとの効果的な連携について検討した。具体的には以下の活動を行った。

実施項目① 心身のケアを含む多機関連携促進のための研修プログラムの開発

- (1) 目的: 司法面接と心身のケアとの効果的な連携を促進するための研修・検討会のプログラム開発とその実施, 心身のケアへの高い動機づけを含む多機関連携に関与する実務家の養成が目的である。
- (2) 内容・方法・活動: プロジェクト期間中, 1年に1回のペースで司法面接と心身のケアの連携をテーマとした研修・検討会を実施した。研修・検討会のプログラムは, 仲班の実施する司法面接(NICHHD)研修プログラムや, 海外での多機関連携促進を目的として実施されるプログラムに含まれる要素や手法, 文献資料, 実務家・研究者との勉強会

で得た知見や参加者フィードバックを参考に構成した。3回実施した研修・検討会のプログラムに投入した要素は以下であった（表2-2-3-1参照）。

表2-2-3-1：心身のケアを含む多機関連携促進のための研修・検討会におけるプログラム要素の一覧

	1年目研修	2年目検討会		3年目検討会
タイトル	虐待を受けた子どもへの支援：被害確認と心身のケアー多職種専門家における効果的な連携の在り方についてー（1日間）	子ども関わる実務家のための検討会：司法面接と多機関連携検討会ー心身のケアと被害確認の連携ー（2日間）		司法面接の前・中・後における子どもへの支援・ケアに関する検討会（1日間）
実施日	2016年10月30日	2017年7月29日	2017年7月30日	2018年12月9日
参加者	30名	26名		15名
プログラム構成要素	①趣旨説明 ②【講義】司法面接ガイドライン ③【演習】司法面接ロールプレイ ④ランチセッション（地域別） ⑤【講義】虐待被害をトラウマ体験として捉える ⑥【演習】多職種によるグループ討論：急性期の介入・支援について ⑦【演習】多職種によるグループ討論：長期的支援について ⑧質疑応答	①趣旨説明/参加者自己紹介 ②【講義】チーム形成プロセスの理解と心身のケアをふまえた事実確認 ③ランチセッション（同職種） ④ランチセッションの共有 ⑤【演習】事実確認と心身のケアの連携における困りごと（福祉・医療看護・司法分野4人の参加者から話題提供、全体共有） ⑥【講義と演習】架空事例におけるシミュレーション：多職種チームでの情報収集と共有	⑦【講義と演習】架空事例におけるシミュレーション：多職種チームでの面接計画策定 ⑧ランチセッション（多職種） ⑨【演習】トラウマ的な反応を示す子どもへの司法面接ロールプレイ（臨床心理士・子どもの権利擁護活動の専門家が子ども役として参画） ⑩【演習】被害児役からのフィードバックと面接演習のふりかえり ⑪質疑応答	①趣旨説明/参加者自己紹介 ②【演習】司法面接前のケア・動機づけの実践報告と意見交換 ③ランチセッション（多職種） ④【講義と演習】リラクタントな子どもを想定した司法面接 面接計画の立案 ⑤【演習】リラクタントな子どもを想定した司法面接ロールプレイ（劇団員が子ども役として参画） ⑥【演習】被害児役からのフィードバックと面接演習のふりかえり ⑦質疑応答

当初、急性期介入と長期的な支援の両面から心身のケアとの連携の在り方について検討するプログラム開発を想定していたが、1年目研修の質疑の内容の精査および録画ビデオの検証、参加者アンケートの自由記述の分析から、急性期介入、すなわち、司法面接の前・中・後（直後）における心理ケアの適切なタイミングや優先順位に関する事柄と、多機関間での意識合わせ・共通理解をどのように構築するのかに関する事柄について情報を求める声が多かった。また、司法面接に多くの専門家が関係すること（つまり連携、ただし子どもにとっては混乱を招きかねない）について、当事者（子ども）に対してどのように説明するかといった面接前の動機づけに関わる問題意識も見出された。したがって、まずは急性期における司法面接と心身のケアとの連携に焦点を当てることとした。そして、特に心身ケアの専門家との協働が重要になると予想されるトラウマ的な症状を示す子どもを想定した要素を取り入れ、2年目のプログラムを実施した。その後さらに、要素研究や資料調査等から、特にリラクタントな（話さない）子どもへの対応において、心身のケアとの連携が重要となることが見出され、リラクタントな子どもを想定したケースへの対応を念頭に3年目のプログラムを構成した。なお、時間配分や作業テーマの指示の明確さ等プログラムの進め方については常に、参加者フィードバックを受け、次年度以降のプログラム開発に反映させることにより改善を図った。また、本研究開発プログラムの対象者は、司法面接の面接スキルを習得し、司法面接者やバックスタッフの経験がある実務家、または司法面接の知識を持つ心身のケアの専門家（医師・看護師・臨床心理士等）が望ましく、参加者の司法面接に関する知識や経験のばらつきを最小限にするため、参加者募集を工夫した（職種の焦点化、募集案内への詳細な趣旨説明の記載や参加動機の提出を求める等）。

(3) 結果：〈結果1〉3回の研修・検討会における参加者のプログラムに関する事後評価は、各回ともに非常に高い満足度を得た（表2-2-3-2参照）。

表2-2-3-2：研修・検討会参加者による各構成要素の評価と総合評価の平均値

	1年目研修		2年目検討会				3年目検討会	
回答者数	24名		26名				15名	
各構成要素ごとの評価（平均値）	①趣旨説明	4.71	①趣旨説明/参加者自己紹介	4.62	⑦【講義と演習】計画策定	4.4	①趣旨説明/参加者自己紹介	4.73
	②【講義】司法面接ガイドライン	4.71	②【講義】チーム形成プロセス/心身のケアとの連携	4.62	⑧ランチセッション（多職種）	-	②【演習】司法面接前のケア・動機づけの実践報告と意見交換	4.79
	③【演習】司法面接ロールプレイ	4.58	③ランチセッション（同職種）	4.73	⑨【演習】トラウマ的反応を想定した司法面接ロールプレイ	4.69	③ランチタイム（多職種）	4.4
	④ランチセッション(地域別)	4.58	④ランチセッションの共有	4.71	⑩【演習】フィードバックとふりかえり	4.54	④【講義と演習】リラクタントな子ども 計画策定	4.33
	⑤【講義】トラウマ体験	3.96	⑤【演習】連携における困りごとの話題提供と共有	4.58	⑪質疑応答	4.57	⑤【演習】リラクタントな子どもを想定した司法面接ロールプレイ	4.57
	⑥【演習】急性期の介入	4.29	⑥【講義と演習】情報収集と共有	4.54			⑥【演習】フィードバックとふりかえり	4.5
	⑦【演習】長期的支援	4.42					⑦質疑応答	4.55
	⑧質疑応答	4.47						
		総合評価	4.59	総合評価			4.55	総合評価

（1.不満 2.やや不満 3.どちらともいえない 4.やや満足 5.満足）

〈結果2〉1,2年目の研修・検討会と要素研究（文献資料調査），実務家や研究者との勉強会等から，①司法面接への動機づけに関わる面接前の子どもへのケアやサポートの在り方が重要であること，②特にリラクタント（話さない）子どもへの対応において，心身のケアとの連携が重要となること，③面接時の話さない子どもの中には，トラウマ記憶の特性から話せない子どもが含まれる可能性があること，の3点が明らかになった。なおこうした知見は，3年目検討会の趣旨やプログラムを構成する上での柱とした。

〈結果3〉1年目のプログラム実施において，募集枠がすぐさま埋まってしまう一方で，医療分野や被害者支援の心理士からの参加が少ない，ということがあった。その後，実務家や研究者との勉強会等から，そもそも国内において被害者支援に携わる心身のケアの専門家自体が少ないことが明らかとなった。プロジェクトメンバーでのミーティングや戦略会議等での検討を重ね，司法面接（体験した事実の確認）が，その後の医療的・心理的ケアにとっても重要であり，心身のケアと同様に包括的な子ども支援プロセスの1つであるという認識を共有することが重要であると確認するに至った。

(4) 特記事項：被害者支援に関わる心身のケアの専門家との関係作りを進めながら，2年目の検討会では，ロールプレイにおけるトラウマ症状を示す子ども役として，臨床心理士や子どもの権利擁護活動の専門家に参画を依頼し，協働した。さらに，3年目の検討会では被害者・児支援に実際に関わる複数の心理ケア専門家と協働し，司法・福祉領域の実務家へ，司法面接と心身のケアにおける両立の重要性について情報発信が可能となった。こうしたことは，プログラムの精緻化の過程と関係づくりの成果を明らかにするものであるが，〈結果3〉をベースにした展開でもある。

なお，3年目の検討会は当初2018年7月実施予定であったが台風のため延期し，12月にあらためて実施した。そのため，3年目の検討会の検証を含む研修・検討会の全体的な

総括を現在進めており、総括結果をふまえた研修プログラムの開発成果をまとめる予定である。

実施項目② 地域での継続的な連携の場の提供・実務家からの情報収集

- (1) **目的**：困難な状況にある子どもへの支援に関わる多専門の実務家や関連領域の研究者との情報交換，ネットワークの形成を目的とした。
- (2) **内容・方法・活動**：1年目から2年目にかけて田中班メンバーと，臨床心理領域・認知心理領域の研究者，検察との連携実績のある臨床心理士，児童相談所や病院などで被害者支援を行っている心理専門職，被害者支援に関心を持つ弁護士との勉強会を7回実施した。また，司法面接を実施するワンストップの機能をそなえた医療機関へのフィールドワーク（見学ならびに聴き取り）を実施した。なお，勉強会のテーマに応じて仲班のメンバーも加わり協働した。
- ・臨床心理領域・認知心理領域の研究者との勉強会では，トラウマ記憶研究とアタッチメント研究それぞれにおける，虐待により子どもが受ける心理的影響に関する最新の知見と研究動向を得た。そして，シンポジウム「基礎研究から新たな実践へ：トラウマ記憶とアタッチメント 児童虐待における司法面接と心身のケアとの連携への示唆」を企画実施し，最新の研究知見と実務家とをつなぐ活動を行った（2018年5月）。
 - ・被害者支援に携わる心理専門職との勉強会では，複数の地域での司法プロセスにおける心理ケアの実践例（検察と臨床心理士との連携，児童相談所での子どもへの心理サポートの実践，医療機関の臨床心理士と警察との連携状況等）の情報を得た。
 - ・フィールドワークでは，性被害者支援での看護による支援と多職種連携について（子どもへの性被害や司法面接の実践例も含む）の情報共有をいただいた。これについては，法と心理学学会ワークショップ「虐待被害を受けた子どもへの包括的支援を考える-捜査とケア 二者択一から両立へ」にて実践的な知見を広く発信した（2018年10月）。
- (3) **結果**：複数回の勉強会を通して，虐待被害を受けた子どもへの心身のケアに関する多様な情報を得ることが出来，被害者支援に携わる心身のケアの専門家，臨床心理学領域・認知心理学領域の研究者との充実したネットワークを築くことが出来た。被害者支援に携わる心身のケアの専門家から得た司法プロセスにおける心身のケアについての実践報告，最新のトラウマ記憶研究から得たリラクタントな（話さない）子どもに関する新たな視点（記憶の概括化の影響から詳細を話すことができない状態になる子どもが含まれる可能性があること）については，3年目の検討会（実施項目①）へ知見を投入した。
- (4) **特記事項**：当初，小規模な勉強会を立ち上げ，継続的な地域での連携の場を提供することを検討していた。しかし，地域での継続的な連携につながる手法が不明確であったため，田中班を中心としたメンバーで，連携の現状と現場の関心の調査，関連する最新の研究知見の収集に焦点をあてた小規模の勉強会を実施することとした。そして，

それらの活動から得られた知見を、シンポジウム・学会ワークショップ・検討会に投入し、広く共有する形を取った。結果的に、虐待対応に関わる機関の専門家だけでなく、幅広い支援機関や職種へ情報を発信することが出来た。

実施項目③ 発信とアウトリーチ

(1) 目的：田中班の実施項目①や②，④での成果を広く発信し，研究成果の広報と実用化に向けたネットワークの構築を目的とした。

(2) 内容・方法・活動：

- ・仲班・羽渕班と連携し，International Congress of Psychology（2016年7月），日本心理学会（2017年9月），日本教育心理学会（2017年9月，2018年10月），法と心理学会（2016年10月，2017年11月）におけるシンポジウムやワークショップを企画し，国内外の研究者に対し，司法面接や多機関連携に関する知見を提供した。また，羽渕班企画の通訳を介した司法面接ワークショップ（2017年9月）においても協働した。
- ・田中班の関与による司法面接研修を13件実施し，のべ238名が参加した。特に田中班では，児童虐待のみならず，他の事案へ展開できるような方策を検討するため，家庭裁判所調査官を対象とする研修を積極的に実施し，家事事件での子どもの意向調査への適用支援や，少年事件への適用について知見の供与を行った。さらに，司法面接の予防的な導入に資するため，教育機関や保育機関を対象とした講演や簡易研修（教員免許更新講習や教育委員会依頼による講演等）を4件実施し，のべ188名の教員，幼稚園教諭，養護教諭，保育士等が参加した。また，講演等の機会を利用して，現職教員や養護教諭志望学生，幼稚園教諭・保育士等を対象とした，虐待被害を疑った場合の聴き取りに関する意識調査を実施した。さらに，幼児の保護者（約50名）へ「子どもから話を聴くこと」に関する知見の供与（保護者からの質問への回答と子どもから体験を聴く際の適切な方法に関する資料集の配布）も行った。これにより，通告の前段階での適切な対応について教育・保育の実務家や幼児の保護者に対し，知見を周知した。
- ・プロジェクト間の連携・協働として，大岡プロジェクトによる「兵庫県性教育研究会」（2017年11月）でのアドバイザー参加，市民講座（2018年12月）でのロールプレイ協力や，田村プロジェクトによる勉強会への参加協力（2018年8月）を行った。

（活動の詳細は，「6.研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など」を参照）。

(3) 結果：司法面接法の適用の拡大と予防的な導入として，3機関以外の実務家を対象に研修や講演・簡易研修を実施し，困難な状況にある子どもと関わる実務家や，日常的に子どもと関わる教育・保育関係者，幼児の保護者へ知見を提供した。また，養護教諭志望学生を対象に行った，虐待被害を疑った場合の聴き取りに関する意識調査から，虐待を疑った時の対応は研修受講により良い対応へ変化するといった研修効果が示された。

実施項目④要素研究

(1) 目的：司法面接と心身のケアの連携に関わる要素研究を行い、開発プログラムへ投入することを目的とした。

(2) 内容・方法・活動：

- ・1年目は、聴取方法の違いによる語りの差について検証する実験、司法面接に関わる実践の現状と多職種連携のありよう・試み・意識に関するインタビュー調査、養護教諭志望学生と幼児の保護者を対象とした虐待被害を疑った時の聴き方に関する意識調査を実施した。要素研究の成果発表としては、司法面接後の再認成績におけるオープン質問の効果について学会発表し（2017年3月）、家庭裁判所における司法面接の活用について論文を執筆した（2016年3月）。
- ・2年目は、司法面接と並行して実施可能な心理ケアについて、主に海外における先行研究の文献調査を行った。また、1年目の実験的研究を継続して実施し、教職員を対象とした虐待通告に関する意識調査の実施と分析を行った。そして、多職種連携に関わる実践の具体と今後に向けた展望に関するアンケート調査を質的に分析し、よりよい多職種連携のありようについて検討した。要素研究の成果発表として、教員養成課程の学生を対象とした虐待通告に関する意識調査の結果を論文に執筆し（2017年3月）、「子どもの司法面接とケア」（指宿信（編）、『犯罪被害者と刑事司法（シリーズ 刑事司法を考える 第4巻）』）というタイトルで知見をまとめた（2017年9月）。
- ・3年目は、ラポール形成の効果等を検証した面接研究の資料検討、海外で使用されている司法プロセスにおける心理ケアとの連携に関する情報収集や関連する指針やマニュアル等の調査を行った。また2年目に引き続き教職員を対象とした虐待通告に関する意識調査を実施した。要素研究の成果発表として、その意識調査の結果を学会シンポジウムにおいて発表した（2018年9月）。なお、現在はこれまでに実施した実験的研究とインタビュー調査の結果の整理・分析、多職種連携にかかわる実践の具体と今後に向けた展望に関するアンケート調査の質的分析結果のまとめに取り組んでいる（要素研究の成果発表の詳細は、「6.研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など」を参照）。

(3) 結果：海外における先行研究の文献調査や海外で使用されている司法プロセスにおける心理ケアとの連携に関する情報収集、関連する指針やマニュアル等の調査から見出された知見は、開発プログラムの要素として投入された（実施項目①）。また、教員等や幼児の保護者を対象とした虐待被害を疑った時の聴き方に関する意識調査の結果から、子どもから体験を聴くことについて、教員（教員志望学生を含む）や保護者等日頃から子どもと関わる大人に周知されていない実態が明らかになった。これらについては、学会発表や論文執筆において成果を公表したほか、教員や保護者を対象とした簡易研修や講演プログラム実施の際に投入し（実施項目③）、より効果的な研修・講演の在り方について検討した。

3. 研究開発成果

3-1. 目標の達成状況

本プロジェクトの目標は、多専門連携による司法面接を推進するプログラムの開発と実装であった。具体的には、(1) 研修プログラムを開発し、研修を行うこと（少なくとも216人）、(2) トレーナーを育成すること（少なくとも2人）、(3) 司法面接の支援を行うこと、(4) 基礎研究を行うこと、であった。特に、基礎研究に関しては、多専門連携、司法面接に関わる基礎研究のみならず、「通訳・仲介者を介した面接」（羽渕グループ）、「司法面接と心理臨床の連携」（田中グループ）に関して、実証的な知見を得ることを目指した。

- (1) **研修プログラムの開発と研修**：研修プログラムを開発・改善し、北海道大学・立命館大学において329人に研修を行った。また、依頼を受けて5591人に対して研修を行った。6千名弱の専門家が多専門連携による研修を受けたことになる。目標の216人を大きく上回る成果であった。
- (2) **トレーナー研修**：トレーナー研修プログラムを開発・改善し、北海道大学・立命館大学において65人に研修を行った。これは目標であった2人を大きく上回る成果である。なお、トレーナー研修修了者の約1/3がトレーナーとして登録し、独自に研修を実施したり、メーリングリストや、「グループA」「グループB」の活動を行っており、これも目標を越えた成果であった。
- (3) **司法面接の支援**：70件にわたる面接を支援した。司法面接が福祉や刑事手続の現場で用いられていることが確認できた。
- (4) **基礎研究**：仲グループは、多専門連携に関わる研究、ならびに面接に関わる言語、コミュニケーションについての研究を実施した。羽渕グループは、**通訳・仲介者を介した面接**につき、基礎研究を行うだけでなく、通訳・仲介者を組み込んだ司法面接の研修やワークショップを複数回実施した。田中グループは、**司法面接と心理臨床の連携**について、基礎研究を行うだけでなく、このテーマに関わる研修やワークショップを複数回実施した。基礎研究にとどまらないこれらの成果は、目標を大きく越えている。

3-2. 研究開発成果

成果：多機関による司法面接の実施を推進する研修プログラム

(1) 内容

- ・ 具体的内容：研修プログラム
- ・ 受益者：司法面接を受ける供述弱者（児童虐待、性的被害等の被害が疑われる人々）
- ・ 担い手：児童相談所職員、警察官、検察官等の専門家
- ・ 新規性・有効性：日本において司法面接研修を組織的に提供しているのは本プロジェクトとNPO法人のみである。学術的・実証的研究の基盤があること、方法や効果が開示

されている点は、独自であり、新規性がある。また、エビデンスが求められる事態において、有用である。

- ・ 研究開発に参画した実証フィールドや実装の担い手からの意見：児童相談所、警察、検察から良好な反応を得ている。このことは、研修依頼や事例に関する相談に反映されている。
- ・ 成果物の入手・利用方法等：「子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング」（有斐閣）のほか多数の著作物，論文。ホームページにおいても入手できる。
<https://forensic-interviews.jp/trainer/>

(2)活用・展開

- ・ 実証フィールドや実装の担い手において継続的に使われていくための基盤等の整備状況：（1）日本心理学会による有料研修（2020年度から実施予定），（2）各地方自治体・警察・検察による研修，（3）立命館大学人間科学研究科司法面接支援プロジェクトによる研修（経費は人間科学研究科による。研究者，トレーナーが実施する），（4）トレーナーによる研修
- ・ 他の地域や組織等への展開の可能性：司法面接はほぼすべての県で実施されている。研修を実施していない県は，全国 47 都道府県のうち 4 県のみである。
- ・ 制度等の立案のエビデンスとなり得る可能性（有効性・効率性等について具体的な根拠等を含めて記載）：現在，厚生労働省が調査を実施している。
- ・ 活用・展開に向けて今後取り組む内容：「研究開発成果の定着に向けた支援制度」を用い，社団法人の設立を検討中である。

(3) 副次効果

- ・ 教育機関における重大事態調査での活用：いじめ等の調査において，司法面接の方法が活用されている。札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】平成 29 年 1 月（資料 4，p.36-40 に面接法ガイドラインあり）
<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/jidouseito/huzokukikan/huzokukikan.html>
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査においても，司法面接の方法が活用されている。日本発達障害連盟(2018). 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査 の在り方に関する調査研究 報告書（平成 30 年 3 月）P.76-116
http://www.jlidd.jp/wp-content/uploads/H29_mhlw_shidokansha.pdf

成果：トレーナー研修プログラムとトレーナー

(1) 内容

- ・ 具体的内容：トレーナー研修プログラムと 65 名のトレーナー
- ・ 受益者：児童相談所職員，警察官，検察官等の専門家
- ・ 担い手：児童相談所職員，警察官，検察官等の専門家

- ・ 新規性・有効性：日本において司法面接研修を実施できるトレーナーを組織的に育成しているのは本プロジェクトと NPO 法人のみである。学術的・実証的研究の基盤を踏まえた研修を行っていること、現在のところ無料で提供している点は、独自であり、新規性がある。
- ・ 研究開発に参画した実証フィールドや実装の担い手からの意見：児童相談所、警察、検察から良好な反応を得ている。このことは、研修参加者の増加に反映されている。
- ・ 成果物の入手・利用方法等：現在のところ公開していない。

(2)活用・展開

- ・ 実証フィールドや実装の担い手において継続的に使われていくための基盤等の整備状況：トレーナー報告会（実践・研究報告を行う）、トレーナーメーリングリスト、トレーナー有志によるグループ活動（教材作成、啓発ビデオの作成）、トレーナー有志による司法面接研修支援や主体的な実施が行われている。
- ・ 他の地域や組織等への展開の可能性：トレーナーは 24 の都道府県から参加している。司法面接研修が行われていない 4 県のうち 1 県からも参加がある。
- ・ 制度等の立案のエビデンスとなり得る可能性（有効性・効率性等について具体的な根拠等を含めて記載）：現在のところなし。
- ・ 活用・展開に向けて今後取り組む内容：トレーナー有志を主体として、トレーナー会として会の運営が行われる可能性がある。

(3) 副次効果

トレーナーが作成した教材、啓発ビデオ。前者はトレーナーに配布されている。後者は DVD を配布している他、YouTube 等でも視聴することができる（「司法面接啓発ビデオ」で検索）。

成果：通訳・仲介者を介した面接

(1)内容：以下の①②③をおこなった。

①通訳介入司法面接におけるガイドラインおよびプロトコル、研修プログラムの作成

通訳を介した司法面接法におけるガイドラインを作成した。また、通訳を介して司法面接をおこなう際の「最小限の手続き（通訳介入版）」および、実務家を対象とした研修プログラム（表 2-2-2-1）を作成した。これまでに、通訳を介した司法面接については、日本国内に先行事例がなく、海外の研究事例やガイドライン、ハンドブックは、通訳の人材、社会・制度上の違いから、そのまま適用することができず、日本の人材事情や文化的背景に適合したガイドラインを作成する必要があった。本研究開発によって、開発されたガイドラインとプロトコルは、司法面接の対象者の幅を拡大する上で新しい開発領域であるといえる。

また、本研修プログラムの受講により、通訳を介して事実を聴き出すスキルが磨かれることにより、外国人児童生徒やその保護者から正確で詳細な情報を得られるようになることが期待できる。2017 年、2018 年におこなった通訳介入司法面接ワークショップの参加者

（警察官，検察官，児童相談所職員）にワークショップ後に回答してもらったアンケート結果からは、「今後起こりうるケース（通訳を介した司法面接を必要とする）だと思うので、とても勉強になった」，「このような連携の場はとても貴重。回数，人数を増やしていくことで，現場で活かされていくと思う」，「言葉のニュアンスをどのように訳すのかということが非常に難しいことを改めて感じた。そのことが誘導につながってしまうかもしれない危険性もはらんでいるということも非常に重く感じさせられた。今日学んだことを同僚，上司にもしっかりと伝えたいと思う」などの意見が寄せられた。

「通訳を介して司法面接こなう際の「最小限の手続き（通訳介入版）」については，司法面接支援室のホームページからダウンロードできるように整備する。

②やさしい日本語版目撃者遂行型調査（SAI： Self-Administered Interview）の開発

初級（N4， N5）レベルの日本語で書かれた質問を読んで母語で報告をおこなう質問紙「やさしい日本語版目撃者遂行型調査」を開発し，その効果を測定した。測定の結果，開発した「やさしい日本語版目撃者遂行型調査」は，白紙を渡して出来事を書いてもらうよりも，より多くの情報を引き出し，日本語初級者から利用可能であることが確認された。本研究開発により，これまで情報提供や供述において不利な立場にあった外国人から事件や事故の発生直後に汚染のない情報を収集できるようになり，事件や事故の当事者および情報の収集や捜査をおこなう機関において，事件の早期解決，誤認捜査の防止などに貢献できると考えられる。

「やさしい日本語版目撃者遂行型調査（SAI： Self-Administered Interview）」については，司法面接支援室のホームページから問い合わせできるように整備する。

③日本語を母語としない対象者の日本語会話能力を簡便に査定する簡易型日本語会話能力判定ツールの開発

本研究では，日本語会話能力レベルが上級以上か否かの判定について，ピンポイントに，かつ簡便に，専門知識や訓練経験がない人であっても判定を行える簡易型日本語会話能力評価テストを開発した。本開発以前は，必要に応じて実施するような簡便なテストがなく，テスト時間が30分以上かかったり，テストの実施者が訓練を受ける必要があったりする点において，課題があった。本開発により，実務家（警察官，検察官，児童相談所職員など）が事情聴取や司法面接を計画する時点で，通訳者の手配が必要か否かの判断を迅速におこなえるようになる。

（2）活用・展開

①通訳介入司法面接におけるガイドラインおよびプロトコル，研修プログラムの作成

2017年から2018年の通訳介入司法面接ワークショップへの参加者実務家は，のべ44名（検察官9名，警察官8名，児童相談所職員12名，通訳者15名）である。2018年12月8日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し，同月14日に公布された（平成30年法律第102号）。今後，日本で生活する外国人が急増することが予想されることから，通訳を介した司法面接のニーズは高まることが予想される。

見通し：出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部が改正されたことにより、生活者として日本で暮らす外国人の数が増加することが予想される。直近では成人外国人を対象とした司法面接で需要が増えることが予想されるが、その後、国際結婚、家族の呼び寄せ等に伴い、外国にルーツを持つ子どもの司法面接での使用数が増えていくと考えられる。ニューカマーの外国人家庭は、虐待のリスク要因（経済基盤が脆弱、地域社会から孤立しやすいなど）が高いことから、今後、児童相談所、教育機関でも取り扱いが増え、活用が増えると思われる。

②やさしい日本語版目撃者遂行型調査（SAI: Self-Administered Interview）の開発

2017年から2018年に警察署、医療機関などから4件の資料請求があった。

見通し：前述の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立により、今後、日本で生活する外国人の急増が予想されることから、警察等での事実確認場面での需要が高まると思われる。アジア諸国の言語を日本語に訳すスキルのある通訳者は不足しており、機械通訳も実務場面で利用できるレベルには至っていない。しかし、テキスト化された情報であれば、現在の機械翻訳や遠隔コミュニケーション技術を用いた翻訳が可能である。また、外国にルーツをもつ日本語を母語としない児童・生徒の数も今後増えることが予想されることから、学校教育の現場でも活用が予想される。さらに、近年、いじめ事案の確認のために、教育機関で一斉にアンケート調査などをおこなう機会があることから、外国人児童生徒のみならず、日本人児童生徒を対象としても事実確認のツールとして「やさしい日本語版目撃者遂行型調査」は利用される可能性がある。

③日本語を母語としない対象者の日本語会話能力を簡便に査定する簡易型日本語会話能力判定ツールの開発

見通し：外国人の会話能力を簡便に判定するテストについて、留学生の入学試験で利用したいという問い合わせがあったことから、今後、取調べや事情聴取などでの利用場面以外でも、非日本語母語話者が実際の生活場面で日本語を使ってどのようなことができるのかを端的に評価・判定する必要性が高まることが予想される。このような需要に対応して、平時の外国人の会話能力を簡便に判定するツール、学校や企業における入学や採用の際の判定ツールとしても、成果を水平展開できる可能性がある。

(3)その他

児童虐待の被害は、小学校や幼稚園・保育所等の教育機関の教職員が第一発見者となる場合が多く、子どもの精神的負担軽減と的確な被害事実確認のためには、初期対応が重要である。また、司法面接の方法は、児童虐待事案に限らず、学校内の事故・事件（校則違反やいじめ、体罰等）の事実確認においても有用である。本研究グループでは、教職員や教育分野の研究者を対象としたシンポジウムを開催するだけでなく、教職を志す大学生・大学院生を対象として司法面接（NICHHD プロトコル）の演習を取り入れた講義を実施することも試みた（名古屋学芸大学ヒューマンケア学部「認知心理学」（H28～H30年度）、「心理学実験演習」（H29～H30年度）；名古屋学芸大学大学院子どもケア研究科

「学習心理学演習」（H28 年度）；徳山大学福祉情報学部「心理学研究法Ⅱ」（H28～H30）。受講生からは「カウンセリングとは異なる面接法をはじめて知った」「バイアスなく聴くスキルの重要性を知った」等の感想があった。

成果：司法面接と心身のケアの連携を促進するプログラムの開発と実施

(1) 内容

現在、3 機関の協同面接が推進される中で新たな課題（多領域の専門家との連携における困難や、話さない子ども等難しいケースへの対応）が生じている。このような課題に対し、面接室内での司法面接スキルのみで対処するには限界があり、面接の前後を含む一連の流れの中に司法面接を位置づけ、心身のケアとの連携を図る必要があることを本研究開発において明確化し、プログラム要素に取り入れた。したがって、司法面接と心身のケアの連携を促進する本開発プログラムは、協同面接を推進する過程で今まさに現場が抱える新たな課題に対処する知見の提供に資するものである。実際に開発プログラムには、司法・福祉といった協同面接を推進する 3 機関の専門家はもとより、医療・心理・教育等の実務家、総計 76 名の方に参加いただき、司法面接と心身のケアの両立の重要性について幅広い領域の実務家に発信するとともに、実質的なネットワークづくりにつなげた。

実装の担い手である研修・検討会に参加した実務家からは、「ケアについて必要性を感じながらどうすれば良いかわからなかったのかゆいところに手が届くようなテーマ設定であった」、「どう対応すればわからなかったところがよくわかった」などテーマの着眼を評価する声が多く、継続的な研修の要望も多かった。さらに、協働した被害者支援に携わる心理ケアの専門家からは、「司法面接の枠組みは、臨床的なケアにおいても有効であり、事実が何かというところについて司法面接の手法を臨床家も取り入れる必要がある」との評価を得た。事実確認と心身のケアは相反するものではなく、（直接の目的は異なるものの）ともに包括的な子ども支援の一部であり、両立できるものであるという新たな方向性を見出すことが出来た。

なお、プログラム開発における成果物としては 2014 年度から実施した司法面接と心身のケアをテーマとする研修（4 回分）における質問票への回答をとりまとめ、回答集として編集して冊子化し、司法面接にかかわる実務家に配布し、広く知見を共有した（2017 年 1 月）。

(2) 活用・展開

医療や司法、福祉等の領域で活動が期待される公認心理師の現任者講習会テキストにおいて司法面接が取り上げられており、今後は心理ケアの専門家の関心と学びへのニーズの高まりが推測される。現状では、被害者支援に関わる心理ケアの専門家は少ないことがわかったが、今後子どもの心理ケアを担うであろう公認心理師や臨床心理士（スクールカウンセラー等）を対象に、司法面接の知見の周知や心身のケアとの連携の重要性について発信する機会を積極的に作り、被害児へのサポートの輪へ参画を促すことが必要である。また、司法面接前・中・直後における子どもへのケアは誘導的であってはならない。そのた

めには、連携・両立を図るとともに、司法面接と心身のケア両方の知識を持つことが重要である。本開発プログラムを受け、次は、より具体的に司法面接前・中・直後において、どのようなケアが可能かについての情報発信が求められるだろう。それを可能にするには、基礎的な研究データが必要である。司法面接は基礎研究からプロトコルが生まれ、実践に取り入れられ、今まさに実装が進展している。このようなタイミングで、心身のケアとの連携に関しては再度基礎研究に立ち返り、最新の研究知見から今の実践を捉え直すという新たなステップへ進む必要がある。今後は、暗示や誘導とならず（事実確認を阻害せず）、かつ有効性の高い子どもへのケアの手法がどのようなものかについての提案と、裏付けとなる研究データの集積を進めたい。

成果：被害者支援に携わる実務家や関連する研究領域の研究者とのネットワーク形成、及び司法面接の前・中・直後の子どもへの支援と連携の重要性の発信

(1) 内容

勉強会を通して、被害者支援に携わる実務家や関連する研究領域の研究者と、司法面接の前・中・直後における子どもへの支援と連携の重要性を共有し、充実したネットワークを築いた。実務家の多専門連携が進むと同時に、多領域の研究者が連携することが重要であろう。しかし司法面接研究では、認知・発達心理学領域以外の心理学領域の研究者との連携はこれまで活発に行われてこなかった。今回築かれたネットワークには、認知・発達心理学領域の研究者だけでなく、トラウマ記憶やアタッチメント研究といった臨床心理学領域の研究者が参画した。今後、司法面接研究においても多領域の知見を融合させることにより、子どもへの包括的な支援に資する知見の創出が期待される。

また、3年目に企画したシンポジウムには、虐待対応を専門とする司法・福祉機関（児童相談所・警察・検察）の実務家だけでなく、家庭裁判所調査官や教育関係者、医療関係者、行政職員など関連領域の専門家約200名の参加があった。司法面接（事実確認）と心身のケアの連携は、虐待対応を担う機関や実務家のみにとどまらず、多くの困難な状況にある子どもや家族を支援する現場において高い関心が寄せられる重要課題であり、情報発信の必要性・重要性が明らかになった。参加者からは、「実践的かつ新しい理論を聴くことが出来た」「実務の背景が理解できた」「日々困難を感じている事柄につながる情報を得られた」等、特に最新の研究知見と実践がつながった点について高評価を得、「時間が足りないくらいだった」、「もっと聞きたかった」との声も多かった。なお、成果物としてシンポジウムでの話題提供や討論について報告書にまとめ、配布予定である（2019年2月）。

成果：虐待以外のケースへの適用支援、司法面接前の予防的措置に関する研究と実装につながる活動の推進

(1) 内容

プロジェクト期間中、家庭裁判所調査官を対象とする研修、教員や幼稚園教諭・保育士等子どもと日常的に関わる職種に対して、被害を疑った場合の聴き方や「子どもの話す力を伸ばす」働きかけに関する講演・研修・簡易研修を実施した。子どもと日常的に関わる職種の専門家や子どもの保護者等が知見を得ることにより、虐待等被害にあった子どもだけでなく、家庭裁判所における意向調査の対象となった子ども、いじめの被害や加害等様々な困難な状況にある子どもとその保護者やサポーターとなる周囲の大人への支援の充実が図られるだろう。なお、成果物としては、家庭裁判所における司法面接の活用に関する論文の執筆（2016年3月）、養護教諭志望学生への虐待を疑った時の聴取に関する意識調査に関する論文の執筆（2017年3月）がある。さらに、幼児の保護者を対象とした「子どもから話を聴くこと」に関する知見、すなわち、保護者からの質問への回答と子どもから体験を聴く場合の方法に関する資料集を作成し、配布した。

4. 領域目標達成への貢献等

4-1. 領域目標達成への貢献

開発領域の目標は、親密圏（「私的な空間・関係性」）で起きる安全・安心上の問題の予防と低減を推進することである。親密圏で起きる重大な課題の一つは、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、ドメスティックバイオレンスなどの発見しにくい暴力である。これらの暴力は、関係性の中で行われるため被害者は声を挙げにくく、介入も困難である。

研究開発の成果である「多専門連携による司法面接」は、親密圏で起きる虐待等の事案において、正確な情報を負担なく聴取し、多専門による効果的に介入を可能にする。成果の定着は、領域の目標に一步近づくことだと考えている。

以下に、全体計画書に記載していた「プロジェクト領域目標達成への貢献」を再掲する。

(1) 公/私の「間」をどのように考えるか、(2) 「間」をどう作るかを述べ、その上で (3) 本プロジェクトの貢献について述べる。

■ 公/私の「間」をどのように考えるか

「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域の目標は、「公と私を両端に置き、その間の『間(ま)』が果たす役割に注目し、『間』に公と私が協力する新たな仕組みを作ること」である。

本プロジェクトで想定する「公」は、児童相談所、警察、検察、病院などの公的機関である。児童相談所（福祉）と警察、検察（司法）のほか、学校、病院などの機関も視野に入れる。また、問題とする「私的空間」の「私」は加害・被害の当事者であり、「間」となるのは代表者ら（提案者・実施者）である。

「公」（児童相談所、警察、検察）は、「私」空間での問題（虐待）の確認を、独立に行っている。そのために面接が繰り返され、供述が変遷し、被害児童の精神的負担も高まる。

「間」として代表者らが関わることにより、「共通の面接の枠組み」を「公」に提供する。そうすることで、初期の事実把握における連携を促進する。

■ 「間」をどう作るか

プロジェクトにおける代表者らの活動（「間」）は、「自転車の補助輪」のようなものである。その役割は徐々に「公」（研修修了者、トレーナー）へと譲っていくことができる。プロジェクト期間中に、「間」となる専門家を 218 人（研修修了者 216 人、トレーナー 2 人）育成する。

この他、ワンストップセンターや NPO の職員に対しても、知見・技術を積極的に提供することで、「間」を増やすことを目指す。

■ 本プロジェクトの貢献

本プロジェクトの主たる貢献は、（被害者が）発した声を正確に、精神的負担をかけることなく聴取する「介入の入り口」を提供することである。それは、親密な関係性のなかで起きる被害を解決し、「安全な暮らし」を創出するための「一点」ではあるが、「要」となる一点である。

4-2. プロジェクト共通の課題への貢献

本プロジェクトの研究開発の経過および成果は、以下の 2 点に対し貢献できると考える。

① 地域内の連携

安全な社会の構築には、異なる専門性をもつ者・機関が協同することが必要である。しかし、実際には目標や立場、方法が異なる複数の機関が連携することは容易ではない。

そういうなかで、特定の「一点」（例えば、事実確認）に関し、合同での研修を実施するという方法は、プロジェクトが共通して用いることのできる戦略の一つであるように思われる。合同研修を行うことで顔が見える関係性を築き、その後も頻回に連絡を取り合うことで、地域内の連携を促進することが期待される。

② 人権教育と対人援助職の能力強化

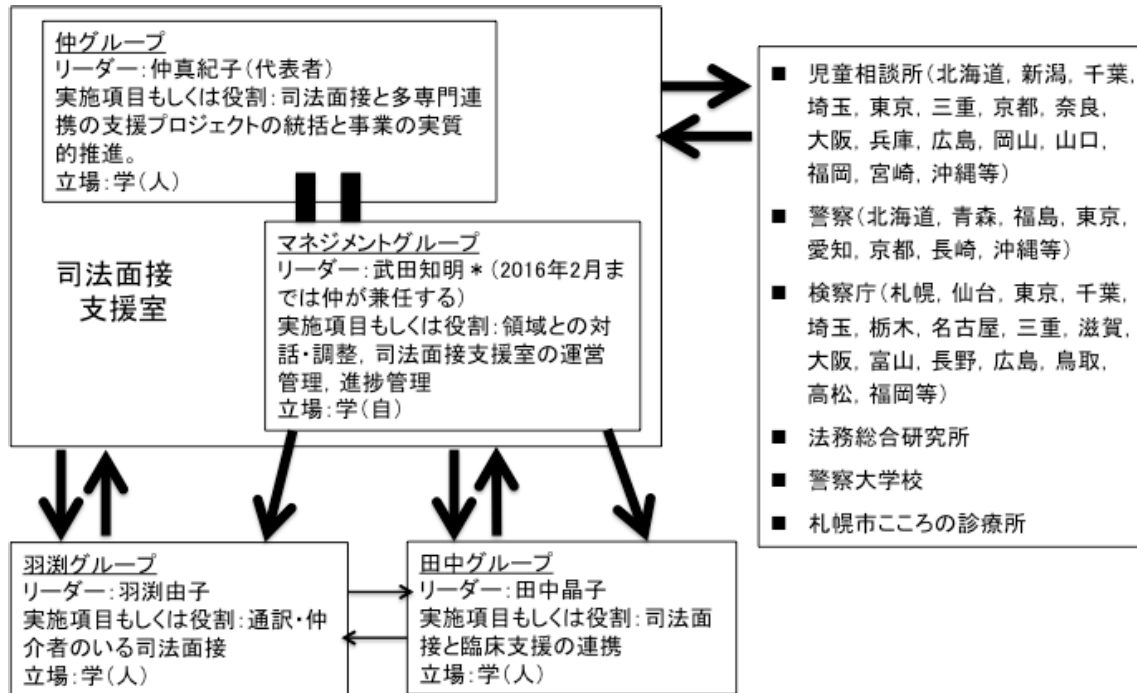
欧米では、司法面接は弱者の人権を守る「特別措置」（special measures）の一つとして位置付けられている。弱者の声を、正確に負担をかけることなく聴き取るという行為は、基本的人権への気付きなくしては不可能である。

司法面接の考え方や技能を身につけることは、人権への気付きを高め、誘導・暗示をかけることなく報告を得るという対人援助職の基礎能力の強化にもつながると考える。どのプロジェクトにおいても使用可能であるだろう。

5. 研究開発の実施体制

5-1. 研究開発実施体制の構成図

本プロジェクトは、以下の3つのグループから成る。なお、許可をいただいたトレーナーは随時協力者のリストに加えていく。



5-2. 研究開発実施者

(1) 仲グループ (リーダー氏名：仲 真紀子)

役割：

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職(身分)
仲 真紀子	ナカ マキコ	立命館大学	総合心理学部	教授
武田 知明	タケダ トモアキ	立命館大学	OIC 総合研究機構	研究員
上宮 愛	ウエミヤ アイ	立命館大学	OIC 総合研究機構	専門研究員
田中 周子	タナカ シュウコ	立正大学	心理臨床センター	非常勤相談員
尾山 智子	オヤマ トモコ	北海道大学	大学院文学研究科	学術研究員
名畑 康之	ナバタ ヤスユキ	北海道大学	大学院文学研究科	学術研究員

高橋 文代	タカハシ フミヨ	北海道大学	大学院文学研究科	学術研究員
立花 恵里佐	タチバナ エリサ	北海道大学	大学院文学研究科	研究補助員

(2) 羽渕グループ（リーダー氏名：羽渕 由子）

役割：

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職（身分）
羽渕 由子	ハブチ ヨ シコ	徳山大学	福祉情報学部	教授
立部 文崇	タテベ フ ミタカ	徳山大学	経済学部	准教授
赤嶺 亜紀	アカミネ アキ	名古屋学芸大学	ヒューマンケア学部	教授
松尾 加代	マツオ カ ヨ	慶應義塾大学	先導研究センター	研究員

(3) 田中グループ（リーダー氏名：田中 晶子）

役割：

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職（身分）
田中 晶子	タナカ ア キコ	四天王寺大学	人文社会学部	准教授
安田 裕子	ヤスダ ユ ウコ	立命館大学	総合心理学部	准教授

5－3．研究開発の協力者

氏 名	フリガナ	所 属	役職（身分）	協力内容
三浦 大志	ミウラ ヒ ロシ	杏林大学保健学部	専任講師	目撃者遂行型調査 (SAI [®]) 研究協力
矢野 敦	ヤノ アツ シ	北海道 中央児童相談 所	主査（政策調 整・研修）	司法面接研修実施協力
水留 成	ミズトメ ナ ル	警察庁刑事局捜査第二 課	金融係長(警 察庁警部)	司法面接研修実施協力

田鍋 佳子	タナベ ヨシ コ	北海道科学大学、札幌 大学	非常勤講師	司法面接研修実施協力
岡田 強志	オカダ ツヨ シ	神戸学院大学 総合リ ハビリテーション学部	実習助手	司法面接研修実施協力
市来 竜哉	イチキ タ ツヤ	国家公務員		司法面接研修実施協力
吉元 なるよ	ヨシモト ナ ルヨ	沖縄県立中部病院総合 周産期母子医療センタ ー	臨床心理士	司法面接研修実施協力
尾山 智子	オヤマ ト モコ			司法面接研修実施協力
滝沢 直子	タキザワ ナ オコ	鹿児島市教育委員会	スクールソー シャルワーカー	司法面接研修実施協力
山城 美奈子	ヤマシロ ミ ナコ	琉球大学医学部附属病 院	看護師	司法面接研修実施協力
田中 淳一	タナカ ジュ ンイチ	中野区役所		司法面接研修実施協力

6. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

※6.については、研究開発期間の延長に伴い、平成31年3月末までの内容を記載している

6-1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

6-1-1. プロジェクトで主催したイベント（シンポジウム・ワークショップなど）

年月日	名 称	場 所	概要・反響など	参加人数
2016/06/27 -29	北海道大学 6 月 司 法面接トレーナー研 修	北海道北海道大 学	司法面接（NICHHD） トレーナー研修	9 名
2016/06/28 -29	北海道大学 6 月 司 法面接研修	北海道北海道大 学	司法面接（NICHHD） 研修	45 名
2016/10/17 -19	北海道大学 10 月 司法面接トレーナー 研修	北海道 北海道大 学	司法面接（NICHHD） トレーナー研修	9 名

2016/10/18 -19	北海道大学 10 月 司法面接研修	北海道 北海道大 学	司法面接 (NICHHD) 研修	43 名
2016/10/30	子どもと関わる実務 家のための研修	大阪府 立命館大 学 大阪茨木キャン パス	「虐待を受けた子ども への支援：被害確認と 心身のケア 多職種専 門家における効果的な 連携の在り方について」／田中 晶子、安 田 裕子、上宮 愛	31 名
2016/11/28 -30	北海道大学 11 月 司法面接トレーナー 研修	北海道 北海道大 学	司法面接 (NICHHD) トレーナー研修	13 名
2016/11/29 -30	北海道大学 11 月 司法面接研修	北海道 北海道大 学	司法面接 (NICHHD) 研修	44 名
2017/01/06	養護教諭志望学生の ための講演	大阪府	司法面接 (NICHHD) 研修「子どもから事実 を聴くためのコミュニ ケーション：子どもの 供述に関わる心理学の 立場から」／田中晶子	35 名
2017/07/29 -30	子どもと関わる実務 家のための検討会	立命館大学大阪 いばらきキャン パス	司法面接 (NICHHD) と心身のケアの連携検 討会	31 名
2017/07/31 -08/02	立命館大学トレーナ ー8 月研修	立命館大学大阪 いばらきキャン パス	司法面接 (NICHHD) トレーナー研修	10 名
2017/08/01 -02	立命館大学 8 月司法 面接研修	立命館大学大阪 いばらきキャン パス	司法面接 (NICHHD) 研修	37 名
2017/09/03	日本司法福祉学会第 18 回全国大会 (犯 罪学系 5 学会合同大 会) 分科会	東京都 (國学院 大学)	司法面接の多様性と実 務の課題	

2017/09/05	通訳介入が必要な外国人を対象とした司法面接ワークショップ	愛知県（名古屋学芸大学）	司法面接（NICHHD）に基づく通訳者と実務家とのワークショップ	22 名
2017/09/11-13	立命館大学トレーナー9 月研修	立命館大学大阪いばらきキャンパス	司法面接（NICHHD）トレーナー研修	10 名
2017/09/12-13	立命館大学9 月司法面接研修	立命館大学大阪いばらきキャンパス	司法面接（NICHHD）研修	37 名
2017/10/07	日本教育心理学会自主企画シンポジウム	愛知県（名古屋国際会議場）	「学校からの虐待通告」（羽渕・田中周子・田中晶子・仲）	約 20 名
2017/10/15	法と心理学会第 18 回大会ワークショップ	東京都（成城大学）	「司法面接の新展開：外国人を対象とした司法面接の取り組み」	約 20 名
2017/10/15	法と心理学会第 18 回大会ワークショップ	東京都（成城大学）	「司法における多専門・多職種連携と心理学：外国人被告人の心理査定」	約 30 名
2017/11/04	日本語教育学会支部活動（中四国地区）	山口県（徳山大学）	外国人を対象とした司法面接（NICHHD）について日本語教育関係者向けワークショップ	14 名
2017/12/16	日本語教育学会地区集会（四国支部）交流ひろば	愛媛県（愛媛大学）	外国人の日本語会話能力とレベル判定テストの研究開発についての紹介（立部）	約 30 名
2018/01/20-21	司法面接トレーナー報告会	立命館大学大阪いばらきキャンパス	司法面接トレーナー報告会	40 名
2018/05/10	立命館大学 プレスセミナー	立命館東京キャンパス	10 年間の研究と取り組み「司法面接」手法の有用性と必要性	20 名

2018/05/26	シンポジウム 基礎研究から新たな実践へ：トラウマ記憶とアタッチメントー児童虐待における司法面接と心身のケアとの連携への示唆	立命館大学大阪 いばらきキャンパス	講演	約 200 名
2018/07/31 -08/01	立命館大学 7 月 司法面接研修	立命館大学大阪 いばらきキャンパス	司法面接 (NICHHD) 研修	36 名
2018/8/29	通訳介入が必要な外国人を対象とした司法面接ワークショップ	愛知県 (名古屋学芸大学)	通訳介入司法面接 (NICHHD) WS	23 名
2018/09/11 -12	立命館大学 9 月 司法面接研修	立命館大学大阪 いばらきキャンパス	司法面接 (NICHHD) 研修	40 名
2018/10/20	日本語教育学会支部活動	兵庫県 (兵庫県中央労働センター)	司法面接 (NICHHD) 研修 教育関係者向け WS	19 名
2018/11/29 -11/30	立命館大学 トレーナー 11 月 研修	立命館大学大阪 いばらきキャンパス	司法面接 (NICHHD) トレーナー研修	28 名
2018/12/09	実務家検討会 (司法面接の前・中・後における子どもへの支援・ケアに関する検討会)	大阪府	司法面接 (NICHHD) と心身のケアの連携	15 名

6-1-2. 書籍、DVD など論文以外に発行したもの

- (1) 仲真紀子・羽瀧由子・田中晶子、仲 PJ NewsLetter 1、司法面接支援室、2016 年 9 月、発行部数 2000 部
- (2) 上宮愛・田中周子・田中晶子・羽瀧由子・武田知明・安田裕子、仲 PJ NewsLetter 2、司法面接支援室、2017 年 2 月、発行部数 2000 部

- (3)仲真紀子・上宮愛・武田知明・田中晶子・赤嶺亜紀・羽渕由子、仲 PJ NewsLetter 3、司法面接支援室、2017 年 12 月、発行部数 2000 部
- (4)仲真紀子・武田知明・上宮愛・田中晶子・安田裕子・立部文崇・松尾加代・羽渕由子、仲 PJ NewsLetter 4、司法面接支援室、2018 年 2 月、発行部数 2000 部
- (5)仲真紀子・上宮愛・武田知明、仲 PJ NewsLetter 5（10 周年記念号）、司法面接支援室、2018 年 7 月、発行部数 4000 部
- (6)仲真紀子、仲真紀子プロジェクト 10 年のあゆみ、司法面接支援室、2018 年 3 月、発行部数 900 部
- (7)田中晶子・上宮愛・仲真紀子・安田裕子、司法面接と心身のケアの連携 実務家研修 質問票回答集、仲 PJ 田中グループ、2018 年
- (8)仲真紀子・上宮愛・武田知明、司法面接啓発ビデオ、司法面接支援室、2018 年 11 月、発行部数 1000 部
- (9)仲真紀子・久保（川合）南海子（編著）、女性研究者とワークライフバランス：キャリアを積むこと、家族を持つこと、新曜社、2015 年
- (10)仲真紀子、司法面接。横田ほか編「犯罪心理学事典」pp. 234-235、丸善、2015 年、
- (11)Naka, M.、Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice、In D. Walsh, G. E. Oxburgh, A. D. Redlich, and T. Myklebust (Eds.) International developments and practices in investigative interviewing and interrogation, Volume 1: Victims and witnesses. 43-57. U.K.: Routledge. Volume 2: Suspected Offenders: 978-1-315-76967-7、August 2015
- (12)仲真紀子・眞島良全、日常記憶-日々生活するなかで蓄え、維持し、使う記憶、日本心理学会・認定心理士資格認定委員会（編）。認定心理士資格準拠 実験・実習で学ぶ心理学の基礎。pp. 114-122、2015 年
- (13)仲真紀子、II 第 2.3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 「第 3 次犯罪被害者等基本計画案骨子」（協同面接）の取り組みにつき、内閣府内閣府共通意見等登録システム：パブコメ、2015 年 11 月
- (14)仲真紀子（編著）・名畑康之・尾山智子・鈴木愛弓・杉村智子・上宮愛・五十嵐典子・二口之則・小山和利・千田早苗・武田知明・山本渉太・田鍋佳子・佐々木真吾・緑大輔、子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング、2016 年 9 月、有斐閣、
- (15)仲真紀子、記憶、田島 信元・岩立 志津夫・長崎 勤（編）新・発達心理学ハンドブック、pp.352-363、福村出版、2016 年
- (16)Naka, M.、Where developmental psychology meets the law: Forensic Interviews with witnesses and alleged child victims. pp.251-264. (Japan Society of Developmental Psychology, Shizuo Iwatate, Masuo Koyasu, and Koichi Negayama. Eds.) Frontiers in Developmental Psychology Research: Japanese Perspectives.、Tokyo: Hitsuji Shobo.、2016

- (19)上宮 愛、第 8 章 供述の妥当性評価、太幡直也・佐藤拓・菊地史倫（監訳） 嘘と欺瞞の心理学対人関係から犯罪捜査まで虚偽検出に関する真実., pp.245-324., 福村出版、2016 年
- (20)上宮 愛、第 7 章 子どもの目撃記憶と被暗示性: セシとブルックのレビュー (1993) 再訪., 加藤弘通・川田学・伊藤崇（監訳） 発達心理学・再入門: ブレークスルーを生んだ 14 の研究., pp.121-144., 新曜社、2017 年
- (21)仲真紀子、1.子どもの目撃証言 第 23 章 子ども, 高齢者の目撃証言、越智敬太・桐生正幸（編）テキスト 司法・犯罪心理学, pp. 421-435,北大路書房、2017 年 7 月
- (22)繁桝算男・仲真紀子、信用できる／信用できない証言とは、「連載 3：人生の智慧のための心理学」書齋の窓, 654, pp.34-39、有斐閣、2017 年 11 月
- (23)赤嶺亜紀、書評 仲真紀子編著『子どもへの司法面接—考え方・進め方とトレーニング』, 法と心理学会（編）, 法と心理 第 17 号., pp.102-104., 日本評論社、2017 年
- (24)安田裕子、子どもの司法面接とケア. 指宿信（編）, 犯罪被害者と刑事司法（シリーズ刑事司法を考える 第 4 巻）, pp.192-209、岩波書店、2017 年
- (25)仲真紀子、第 15 回北海道地区会議学術講演会：貧困と人の育ち—人文社会科学からの挑戦—、日本学術会議北海道地区会議ニュース, No. 46(2016-3), 5-8., 2016 年 3 月
- (26)仲真紀子、自著を語る「子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング」., 書齋の窓、有斐閣、2016 年
- (27)仲真紀子、コラム 14 子どもから正確に話を聴くには. 総合心理学部演習ガイドブック, p.46., 立命館大学
- (28)高山恵子・仲真紀子、いい出会いいい言葉で幸せな人生をつくる①., 教育ジャーナル 2016 年 8 月号, p.31、教育ジャーナル「カリスマティックアダルト」、2016 年
- (29)仲真紀子、学術講演会開催報告：第 15 回北海道地区会議学術講演会 貧困と人の育ち—人文社会科学からの挑戦—., 日本学術会議北海道地区会議ニュース, No. 46(2016-3), pp.5-8、2016 年
- (30)仲真紀子・柏木恵子・根ヶ山光一・高橋恵子、人間の命と死, そして心——『人口の心理学へ』が問いかけるもの (1)、ちとせプレス、2016 年 8 月 10 日、<http://chitosepress.com/2016/08/10/2069/>
- (31)仲真紀子・柏木恵子・根ヶ山光一・高橋恵子、人間の命と死, そして心——『人口の心理学へ』が問いかけるもの (2)、ちとせプレス、2016 年 8 月 25 日、<http://chitosepress.com/2016/08/25/2143/>
- (32)仲真紀子・柏木恵子・根ヶ山光一・高橋恵子、人間の命と死, そして心——『人口の心理学へ』が問いかけるもの (3)、ちとせプレス、2016 年 9 月 02 日、<http://chitosepress.com/2016/09/02/2174/>

- (33)仲真紀子・柏木恵子・根ヶ山光一・高橋恵子、人間の命と死、そして心——『人口の心理学へ』が問いかけるもの（４）、ちとせプレス、2016 年 9 月 16 日、
<http://chitosepress.com/2016/09/16/2266/>
- (34)仲真紀子、事件、事故のことを子どもからどう聴き取ればよいか？——子どもへの司法面接（１）、ちとせプレス、2016 年 11 月 08 日、<http://chitosepress.com/2016/11/08/2407/>
- (35)仲真紀子、事件、事故のことを子どもからどう聴き取ればよいか？——子どもへの司法面接（２）◆事実について報告を求める、ちとせプレス、2016 年 12 月 16 日、
<http://chitosepress.com/2016/12/16/2500/>
- (36)仲真紀子、事件、事故のことを子どもからどう聴き取ればよいか？——子どもへの司法面接（３）◆世界の司法面接、ちとせプレス、2017 年 2 月 10 日、
<http://chitosepress.com/2017/02/10/2640/>
- (37)仲真紀子、事件、事故のことを子どもからどう聴き取ればよいか？——子どもへの司法面接（４）、ちとせプレス、2017 年 3 月 24 日、<http://chitosepress.com/2017/03/24/2683/>
- (38)仲真紀子、子どものための司法面接第 1 回 最小限の心理的負担で被害児童の話を聴く、内外教育 時事通信社、2018 年 6 月 19 日. p.9
- (39)仲真紀子、子どものための司法面接第 2 回 事実調査の難しさ（１）誘導的な面接、内外教育 時事通信社、2018 年 7 月 3 日. p.14
- (40)仲真紀子、子どものための司法面接第 3 回 事実調査の難しさ（２）子どもの被暗示性、内外教育 時事通信社、2018 年 7 月 24 日. p.9
- (41)仲真紀子、子どものための司法面接第 4 回 事実調査の環境と手続き（１）面接室と面接者、内外教育 時事通信社、2018 年 8 月 7 日. p.11
- (42)仲真紀子、子どものための司法面接第 5 回 事実調査の環境と手続き（２）面接の手続き、内外教育 時事通信社、2018 年 8 月 21 日. p.13
- (43)仲真紀子、子どものための司法面接第 6 回 いじめの話を聞く（１）面接の約束事、内外教育 時事通信社、2018 年 9 月 14 日. p.10
- (44)仲真紀子、子どものための司法面接第 7 回 いじめの話を聞く（２）ラポール形成と出来事を思い出す練習、内外教育 時事通信社、2018 年 9 月 21 日. p.10
- (45)仲真紀子、子どものための司法面接第 8 回 いじめの話を聞く（３）ブレイク、内外教育 時事通信社、2018 年 9 月 14 日. p.9
- (46)仲真紀子、子どものための司法面接第 9 回 いじめの話を聞く（４）ブレイク後、内外教育 時事通信社、2018 年 10 月 23 日. p.10
- (47)仲真紀子、子どものための司法面接第 10 回 いじめの話を聞く（５）外部情報との照合、内外教育 時事通信社、2018 年 11 月 9 日. p.12
- (48)仲真紀子、子どものための司法面接第 11 回 いじめの話を聞く（６）目撃者から話を聞く、内外教育 時事通信社、2018 年 11 月 27 日. p.12

- (49)仲真紀子、子どものための司法面接第12回 いじめの話を聞く (7) 得られた情報のまとめ、内外教育 時事通信社、2018年12月11日.p.11
- (50)仲真紀子、2章 子どもの司法面接、日本児童研究所(編) 59巻 pp26-50 金子書房、2018年6月
- (51)松尾加代、第8章目撃者識別と司法制度、行動政策学ハンドブック、福村出版/ Eldar Shafir (2012) The behavioral foundations of public policy、印刷中

6-1-3. ウェブメディア開設・運営

- (1)<http://child.let.hokudai.ac.jp/>、2015年3月、平成20年に RISTEX「犯罪から子どもを守る 司法面接法の開発と訓練」プロジェクト用に開設し、平成24年から文部科学省科学研究費「子どもへの司法面接：面接法の改善その評価」プロジェクト用に運用してきたウェブサイト、平成28年3月に本プロジェクト用に改修した。
- (2)<http://forensic-interviews.jp/>、2016年10月、既存の北海道大学内のホームページ情報を、北海道大学外部のサーバに移行。httpsなどを用いてセキュリティーなどを改善した
- (3)http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/11/shibukatsudo_2017chugoku_hokoku.pdf、2017年11月、日本語教育学会支部活動(中国支部)開催報告 公開
- (4)https://lms.gacco.org/courses/course-v1:gacco+ga100+2018_03/about、2018年3月、JMOOC (2017)法心理・司法臨床：法学と心理学の学融 Week1 講義3と4「目撃証言 (1) (2)」
- (5)https://lms.gacco.org/courses/course-v1:gacco+ga100+2018_03/about、2018年3月、JMOOC (2017)法心理・司法臨床：法学と心理学の学融 Week2 講義1と2「司法面接 (1) (2)」
- (6)https://lms.gacco.org/courses/course-v1:gacco+ga100+2018_03/about、2018年3月、JMOOC (2017)法心理・司法臨床：法学と心理学の学融 Week2 講義3「PTSDと被害の心理」と講義4「被害者支援と支援者支援」
- (7)<http://forensic-interviews.jp/doc/?r=391>、2018年9月、司法面接講義ビデオのweb公開
- (8)http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/11/shibukatsudo_20181020kansai_hokoku.pdf、2018年10月、日本語教育学会支部活動(関西地区)開催報告 公開
- (9)<http://forensic-interviews.jp/docw/?r=418>、2018年11月、司法面接啓発ビデオのweb公開

6-1-4. 学会以外のシンポジウムなどでの招へい講演 など

- (1)仲真紀子、日本学術会議公開シンポジウム「人の育ちと貧困：人文科学からの挑戦」、2015年11月15日、北海道大学

- (2)仲真紀子、法務総合研究所 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2015 年 11 月 19 日、法務総合研究所、40 名参加
- (3)仲真紀子、「新時代の刑事弁護―取調べの可視化法制化と運用への対応～現状認識と弁護実践のあり方」パネルディスカッション、2015 年 11 月 27 日、琵琶湖ホテル
- (4)仲真紀子、千葉県児童相談所 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2015 年 11 月 30 日+12 月 1 日、千葉縣市川児童相談所、40 名参加
- (5)仲真紀子、京都弁護士会 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2015 年 12 月 5 日、京都、60 名参加
- (6)仲真紀子・内田伸子・箱田裕司、日本心理学会公開シンポジウム「コミュニケーションの暴走：いじめ・DV・虐待」、東京大学弥生講堂、2015 年 11 月 22 日・京都女子大学、12 月 20 日
- (7)仲真紀子、かわさき公開講座「現代日本の課題をめぐる心理学からの挑戦」、子どもの目撃証言や虐待被害の事実確認- 司法面接の方法を探る -、2016 年 1 月 16 日、
- (8)仲真紀子、富山 模擬司法面接、検察官、警察官、児童相談所職員の合同での模擬司法面接、2015 年 12 月 16 日、富山地方検察庁、26 名参加
- (9)仲真紀子、富山地方検察庁 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2015 年 12 月 17 日、富山地方検察庁、65 名参加
- (10)仲真紀子、西宮こども家庭センター 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2015 年 12 月 21 日、西宮こども家庭センター、29 名参加
- (11)仲真紀子、福岡児童相談所 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2015 年 12 月 24 日 25 日、福岡児童相談所、36 名参加
- (12)仲真紀子、警察大学校 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2016 年 1 月 7 日、警察大学校、40 名参加
- (13)仲真紀子、京都市児童相談所 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2016 年 1 月 12 日 13 日、京都市児童相談所、29 名参加
- (14)仲真紀子、司法面接の展開と子どもの証言、法と人間科学グランドシンポジウム法・社会の中で生きる“人”を科学する～”法”と”人”の関わりを 知る・体験する・考える～、2016 年 2 月 14 日、北海道大学
- (15)安田裕子、DV 被害の心理、暴力からの歩みだし葛城市新庄健康福祉センター主催 こころの健康づくり講座「モラハラ・パワハラ・DV って実は身近？」、2016 年 2 月 17 日、葛城市新庄健康福祉センター
- (16)仲真紀子、宮崎児童相談所 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2016 年 2 月 29 日 3 月 1 日、宮崎児童相談所、33 名参加
- (17)仲真紀子、香川県弁護士会 研修、司法面接（NICHHD ガイドライン）研修、2016 年 3 月 9 日、香川県弁護士会館、85 名参加

- (18)仲真紀子、日本学術会議公開シンポジウム：社会のための心理学.「『臨床心理学以外の心理学』の社会貢献」：司法と心理学」、パネルディスカッション.「心理学が社会に役立つ存在となるために『公認心理師』はどう関わるか」、2016年3月20日、日本学術会議 講堂
- (19)仲真紀子、福祉社会開発研究センター子どもユニットの公開研究会、福祉領域で役立つこどもへの司法面接～出来事を聞くための面接法～、2016年3月25日、東洋大学白山キャンパス
- (20)仲真紀子、鳥取県弁護士会 研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年4月4日5日、鳥取県、約30名参加
- (21)仲真紀子、秋田県警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年5月17日18日、秋田県、32名参加
- (22)仲真紀子、警察大学校（特捜研）研 研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年5月19日、東京都、約30名参加
- (23)仲真紀子、大阪弁護士会. 可視化本部・子どもの権利委員会共催・義務化対象研修.取調べ対応欲張り研修～、面接の分析. 接見に使える面接技法と取調べ録画DVDの活用方法を学ぶ、2016年5月24日、大阪府
- (24)仲真紀子、かわさき市民アカデミー 研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年6月4日、神奈川県、約30名参加
- (25)仲真紀子、北大司法面接研修、UNAFFEI : United Nations Asia and Far East Institute 国連アジア極東犯罪防止研究所、2016年6月8日-9日、国連アジア極東犯罪防止研究所
- (26)仲真紀子、2016年度 SANE 養成講座（ゆいネット）、司法面接①② -事実調査のための面接-、2016年7月3日、北海道
- (27)仲真紀子、神奈川県警 研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年7月7日午前、神奈川県、約60名参加
- (28)仲真紀子、神奈川県警 研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年7月7日午後、神奈川県、約60名参加
- (29)仲真紀子、札幌市教育委員会、子どもから どう話を聴くか -司法面接を参考に-、2016年7月12日、札幌市
- (30)仲真紀子、北海道警察学校 研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年7月20日、北海道、50名参加
- (31)仲真紀子、法務総合研究所研修、司法面接（NICHHD）研修、2016年7月21日、東京都、約30名参加
- (32)田鍋佳子、北海道警警察学校 司法面接講演、司法面接（NICHHD）に関する講演、2016年7月26日、北海道、約60名参加

- (33)仲真紀子、札幌地方検察庁 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 8 月 26 日、北海道、24 名参加
- (34)仲真紀子、北海道警察学校 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 8 月 29 日、北海道、178 名参加
- (35)仲真紀子、(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室
犯罪被害者等支援直接支援員養成講座カリキュラム、被害者の心理 (2) -司法面接を
参考に、2016 年 8 月 29 日、北海道
- (36)仲真紀子、札幌弁護士会 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 8 月 30 日、北海道、約 30 名参加
- (37)仲真紀子、埼玉児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 8 月 31 日-9 月
1 日、埼玉県、26 名参加
- (38)仲真紀子、北海道 障がい者保健福祉課 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 9 月
6 日、北海道、36 名参加
- (39)田中晶子、名古屋家庭裁判所調査官自庁研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 9 月
7 日、愛知県、22 名参加
- (40)仲真紀子、長崎地方検察庁 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 9 月 13 日、長崎
県、28 名参加
- (41)仲真紀子、H28 年度子ども理解に関わる研修会.H28 年度少年実務研究、子どもの供述
と司法面接、2016 年 9 月 15 日、埼玉県司法研修所
- (42)仲真紀子、青森県警察 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 9 月 20 日-21 日、青
森県、124 名参加
- (43)仲真紀子、広島県西部こども家庭センター 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年
9 月 26 日-27 日、広島県、40 名参加
- (44)田中晶子、大阪家庭裁判所自庁研修、司法面接 (NICHHD) 研修「司法面接の技法を学
ぶ(実践編2)」、2016 年 9 月 26 日、大阪府、30 名参加
- (45)上宮 愛、2016 年度 10 月東海地方合同 司法面接 (NICHHD ガイドライン) 研修、司
法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 10 月 3 日-4 日、愛知県、49 名参加
- (46)仲真紀子、高知児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 10 月 4 日、高知
県、36 名参加
- (47)仲真紀子、滋賀児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 10 月 9 日-10 日、
滋賀県、32 名参加
- (48)仲真紀子、長野県警察 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 10 月 12 日、長崎県、
69 名参加
- (49)仲真紀子、第 70 回中国地方弁護士大会、基調講演. 司法面接の基礎と展開、2016 年 10
月 14 日、鳥取県立県民文化会館

- (50)仲真紀子、北海道警察学校 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 10 月 17 日午前、北海道、93 名参加
- (51)仲真紀子、栃木県児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 10 月 26 日-27 日、栃木県、26 名参加
- (52)仲真紀子、精神医学会シンポジウム「性的虐待の被害児童を支援する～福祉・医療がすべきこと～」、性的虐待の調査(司法面接)と多機関連携、児童青年精神医学とその近接領域、2016 年 10 月 28 日、岡山県
- (53)田中周子、水戸家庭裁判所研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 11 月 1 日、茨城県、23 名参加
- (54)仲真紀子、佐賀県弁護士会、司法面接研修、2016 年 11 月 7 日、佐賀県
- (55)仲真紀子、福岡地方検察庁 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 11 月 9 日、福岡県、54 名参加
- (56)仲真紀子、学術講演会「第 15 回北海道地区会議学術講演会貧困と人の育ちー人文社会科学からの挑戦ー」、2016 年 11 月 15 日、北海道大学学術交流会館、
- (57)仲真紀子、法務総合研究所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 11 月 16 日、東京都、44 名参加
- (58)仲真紀子、北海道警察 函館方面本部 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 11 月 21 日、北海道、33 名参加
- (59)仲真紀子、前橋地方検察庁 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 11 月 24 日、群馬県、32 名参加
- (60)仲真紀子、兵庫児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 11 月 25 日、兵庫県、30 名参加
- (61)仲真紀子、武庫川女子大学 H28 年度臨床教育シンポジウム、子どもと司法 協同面接の取り組みから見えてきた 司法面接と多機関連携の重要性、2016 年 11 月 26 日、武庫川女子大学
- (62)田中晶子、兵庫県警性犯罪捜査専科 研修、司法面接 (NICHHD) 研修「被害を受けた子どもへの聴取法について」、2016 年 11 月 29 日、兵庫県、24 名参加
- (63)仲真紀子、北海道警察学校 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 12 月 1 日、北海道、約 150 名参加
- (64)上宮愛、岐阜県児童相談研究セミナー「被害確認面接 (NICHHD ガイドライン) を学ぶ」、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 12 月 3 日+12 月 10 日、岐阜県、24 名参加
- (65)田中周子、NPO 法人 SOS 総合相談グループ 研修、NPO 法人 SOS 総合相談グループ 法務部会相談員対象の司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 12 月 5 日、東京都、22 名参加
- (66)仲真紀子、熊本児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 12 月 14 日-15 日、熊本県、40 名参加

- (67)仲真紀子、名古屋地方検察庁 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2016 年 12 月 19 日-20 日、愛知県、79 名参加
- (68)仲真紀子、警察大学校 (特捜研) 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 1 月 6 日、東京都、約 50 名参加
- (69)仲真紀子、京都児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 1 月 16 日-17 日、京都府、29 名参加
- (70)仲真紀子、宮城児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 1 月 19 日、宮城県、約 30 名参加
- (71)仲真紀子、石川児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 1 月 23 日-24 日、石川県、48 名参加
- (72)仲真紀子、北海道警察学校 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 1 月 25 日、北海道、約 150 名参加
- (73)上宮愛、愛知県警察学校 性犯罪捜査専科 研修
- (74)田中晶子、和歌山家庭裁判所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修「子の認知発達と司法面接の基礎」、2017 年 2 月 22 日、和歌山県、14 名参加
- (75)仲真紀子、千葉児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 2 月 25 日-26 日、千葉県、36 名参加
- (76)仲真紀子、和歌山児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 2 月 27 日、和歌山県、55 名参加
- (77)仲真紀子、日本学術会議 子どもの成育環境分科会主催「子どもの貧困ー成育環境に及ぼすその影響と対策について考える」シンポジウム、「子ども時代の逆境的体験 (ACE)」と貧困： 逆境的体験から子どもを救う目と耳と心、2016 年 2 月 28 日、日本学術会議講堂
- (78)仲真紀子、被害者支援センターすてっぷぐんま 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 3 月 4 日、群馬県、28 名参加
- (79)仲真紀子、札幌地方検察庁 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 3 月 10 日、北海道、約 20 名参加
- (80)仲真紀子、宮崎児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 3 月 13 日-14 日、宮崎県、43 名参加
- (81)仲真紀子、恵庭市要保護児童ネットワークの実務者会議、子どもへの司法面接 一何が起きたかを 子どもから聞く技術ー、2016 年 3 月 23 日、恵庭市
- (82)仲真紀子、日弁連刑事弁護センター 供述分析研究会、接見技術についてー被疑者接見におけるオープン質問の活用ー、2017 年 4 月 17 日、日本弁護士会館
- (83)仲真紀子、神奈川県 (川崎市民アカデミー) 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 5 月 20 日、神奈川県、11 名参加

- (84)仲真紀子、埼玉県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 5 月 26 日、埼玉県、24 名参加
- (85)仲真紀子、東京都（子育てアドバイザー協会）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 5 月 28 日、東京都、12 名参加
- (86)仲真紀子、長崎地方検察庁 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 6 月 6 日、長崎県、28 名参加
- (87)上宮愛、三重県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 7 月 7 日、三重県、約 70 名参加
- (88)仲真紀子、岡山県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 7 月 11 日、岡山県、112 名参加
- (89)仲真紀子、札幌市教育委員会「子ども理解に関する研修」、子どもの話をどう聞か、2017 年 7 月 18 日、札幌市ちえりあ
- (90)仲真紀子、北海道（札幌市教育委員会）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 7 月 19 日、北海道
- (91)仲真紀子、東京都（法務総合研究所）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 7 月 24 日、東京都、約 40 名参加
- (92)仲真紀子、神奈川県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 7 月 25 日-26 日、神奈川県、約 100 名参加
- (93)田中晶子、子育てネットワーク・河南講演会、教職員等対象講演（司法面接簡易研修）、2017 年 8 月 4 日、大阪府、119 名参加
- (94)仲真紀子、石川県（子どもを育む会）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 8 月 6 日、石川県、53 名参加
- (95)仲真紀子、大阪府（警察庁近畿管区）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 8 月 8 日、大阪府
- (96)仲真紀子、東京都（弁護士）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 8 月 16 日-17 日、東京都、12 名参加
- (97)仲真紀子、北海道（北海道障がい者虐待防止協会）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 8 月 21 日、北海道、39 名参加
- (98)仲真紀子、北海道（児童相談所・警察）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 8 月 28 日-29 日、北海道、51 名参加
- (99)田中晶子、京都家庭裁判所自庁研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 8 月 29 日、京都府、18 名参加
- (100)仲真紀子、札幌弁護士会研究会、模擬評議の分析、2017 年 8 月 30 日、札幌弁護士会館
- (101)田中晶子、名古屋家庭裁判所自庁研修、司法面接（NICHHD）研修、2017 年 9 月 6 日、愛知県、15 名参加

- (102)仲真紀子、広島県児童相談所フォローアップ研修、司法面接（NICHHD）フォローアップ研修、2017年9月25日-26日、広島県、26名参加
- (103)上宮愛、静岡県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年10月5日-6日、静岡県、24名参加
- (104)仲真紀子、前橋地方検察庁研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年10月10日、群馬県、20名参加
- (105)仲真紀子、兵庫県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年月日、兵庫県、27名参加
- (106)仲真紀子、沖縄県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年月日、沖縄県、40名参加
- (107)田中晶子、和歌山家庭裁判所研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年月日、和歌山県、12名参加
- (108)仲真紀子、鳥取県（弁護士会）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年11月3日-4日、鳥取県、23名参加
- (109)仲真紀子、長崎県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年11月6日、長崎県、63名参加
- (110)仲真紀子、東京都（法務総合研究所）研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年11月14日、東京都、約40名参加
- (111)仲真紀子、長野県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年11月20日-21日、長野県、39名参加
- (112)上宮愛、三重県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年11月20日-21日、三重県、28名参加
- (113)仲真紀子、大分県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年11月27日-28日、大分県、88名参加
- (114)仲真紀子、岐阜地方検察庁研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年12月4日-5日、岐阜県、53名参加
- (115)仲真紀子、立命館大学「研究者のライフ・イベントとワーク・ライフ・バランス」シンポジウム、女性研究者とワーク・ライフ・バランス～デュアルな生活～、2017年12月10日、立命館大学大阪いばらきキャンパス
- (116)田中晶子、兵庫県警 性犯罪捜査専科 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年12月12日、兵庫県、30名参加
- (117)仲真紀子、神奈川県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年12月18日、神奈川県、133名参加
- (118)羽渕由子、島根県 研修、司法面接（NICHHD）研修、2017年12月18日、島根県、22名参加

- (119)仲真紀子、岡山県 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 12 月 19 日、岡山県、30 名参加
- (120)仲真紀子、宮城県 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2017 年 12 月 25 日-26 日、宮城県、21 名参加
- (121)仲真紀子、福島県 児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 1 月 12 日、福島県、20 名参加
- (122)仲真紀子、京都市 児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 1 月 15 日-16 日、京都府、32 名参加
- (123)仲真紀子、福岡県 警察 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 1 月 23 日、福岡県、167 名参加
- (124)仲真紀子、大阪弁護士会「司法面接 P T に関する勉強会」、司法面接の基礎と運用、2018 年 2 月 7 日、大阪弁護士会館
- (125)田中晶子、和歌山家庭裁判所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 2 月 16 日、和歌山県、11 名参加
- (126)仲真紀子、岩手県 児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 2 月 20 日-21 日、岩手県、32 名参加
- (127)仲真紀子、田村 PJ「児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題」、司法面接の現状と課題、2018 年 2 月 22 日、アーク半蔵門
- (128)仲真紀子、兵庫県 (弁護士会) 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 2 月 23 日-24 日、兵庫県、19 名参加
- (129)田中晶子、奈良家庭裁判所研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 2 月 27 日、奈良県、12 名参加
- (130)仲真紀子、宮崎県フォローアップ研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 2 月 27 日-28 日、宮崎県、32 名参加
- (131)田中晶子、和歌山家庭裁判所研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 3 月 2 日、和歌山県、11 名参加
- (132)仲真紀子、千葉県 児童相談所 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 3 月 3 日-4 日、千葉県、36 名参加
- (133)仲真紀子、愛知県 警察 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 3 月 5 日-6 日、愛知県、60 名参加
- (134)仲真紀子、札幌地方検察庁 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 3 月 8 日、北海道
- (135)仲真紀子、愛知少年サポートセンター 研修、司法面接 (NICHHD) 研修、2018 年 3 月 12 日、愛知県、130 名参加
- (136)仲真紀子、首都大学東京シンポジウム、子どもへの司法面接、2018 年 3 月 15 日、首都大学東京

- (137)仲真紀子、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター医療関係者研修、子どもへの事実確認—司法面接の方法を用いて、2018年3月18日、沖縄県医師会館
- (138)仲真紀子、警察大学校研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年4月27日、東京都、35名参加
- (139)仲真紀子、埼玉県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年月日、埼玉県、24名参加
- (140)仲真紀子、岡山県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年月日、岡山県、99名参加
- (141)仲真紀子、神奈川県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年月日、神奈川県、125名参加
- (142)仲真紀子、神奈川県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年月日、神奈川県、132名参加
- (143)仲真紀子、兵庫県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年月日、兵庫県、33名参加
- (144)仲真紀子、静岡研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年7月19日-20日、静岡県、28名参加
- (145)上宮愛、静岡研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年月23日-24日、静岡県、27名参加
- (146)仲真紀子、近畿管区警察学校 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年7月25日、大阪府、30名参加
- (147)仲真紀子、警視庁 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年8月2日-3日、東京都、40名参加
- (148)仲真紀子、徳島県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年8月8日、徳島県、89名参加
- (149)仲真紀子、北海道（児童相談所・警察）トレーナー研、司法面接（NICHHD）トレーナー研修、2018年8月22日-24日、北海道、10名参加
- (150)仲真紀子、北海道（児童相談所・警察）研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年8月23日-24日、北海道、40名参加
- (151)仲真紀子、北海道（北海道障がい者虐待防止協会）研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年9月5日、北海道、24名参加
- (152)田中晶子、名古屋高等裁判所調査技法研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年9月6日、愛知県、15名参加
- (153)仲真紀子、大阪府 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年10月4日、大阪府、61名参加
- (154)上宮愛、兵庫県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年10月15日、兵庫県、39名参加

- (155)羽瀧由子、福岡高等裁判所（家庭裁判所調査官）研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年10月18日、福岡県、34名参加
- (156)仲真紀子、東京特別区研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年10月18日-19日、東京都、40名参加
- (157)仲真紀子、名古屋 地方検察庁 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年11月1日-2日、名古屋、40名参加
- (158)土屋知子・松尾加代、第26回職業リハビリテーション研究・実施発表会、職業リハ領域におけるコミュニケーションパートナートレーニングー高次脳機能障害者のコミュニケーション環境への介入ー、2018年11月9日、東京ビッグサイト
- (159)仲真紀子、前橋地方検察庁研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年11月9日、群馬県、37名参加
- (160)上宮愛、三重県 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年11月13日-14日、三重県、17名参加
- (161)仲真紀子、長崎県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年11月20日、長崎県、83名参加
- (162)上宮愛、熊本県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年11月26日-27日、熊本県、40名参加
- (163)仲真紀子、福岡県 警察 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年12月4日、福岡県、40名参加
- (164)仲真紀子、富山県 児童相談所 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年12月11日、富山県、25名参加
- (165)田中晶子、兵庫県警 性犯罪捜査専科 研修、司法面接（NICHHD）研修、2018年12月17日、兵庫県

6-2. 論文発表

6-2-1. 査読付き（33件）

- (1)松尾加代、アメリカ心理-法学会 American Psychology-Law Society (AP-LS) 2014 Annual Conference 参加報告、法と心理（15、1、100-101、2015、）
- (2)仲真紀子、司法面接の背景と展開、研修（802、3-14、2015、）
- (3)仲真紀子、子の調査に資する面接法ー司法面接を参考に、家裁調査官研究紀要（20、1-35、2015、）
- (4)仲真紀子、子どもへの司法面接、捜査研究（782、46-53、2016、）
- (5)La Rooy, D., Brubacher, S. P., Aromäki-Stratos, A., Cyr, M., Hershkowitz, I., Korkman, J., Myklebust, T., Naka, M., Peixoto, C. E., Roberts, K. P., Stewart, H., & Lamb, M. E., The NICHHD Protocol: A review of an internationally-used evidence-based tool for

- training child forensic interviewers、Journal of Criminological Research, Policy and Practice (1、2、76-89、2015、)
- (6) Matsuo, K. & Itoh, Y., Effects of emotional testimony and gruesome photographs on mock jurors' decisions and negative emotions、Psychiatry, Psychology and Law (23、85-101、2016、)
- (7) 仲真紀子、シンポジウム「司法面接をどう使うか ースキル,連携,法制度」企画趣旨、法と心理 (16、1、23、2016、)
- (8) 仲真紀子、司法面接の展開：多機関連携への道程、法と心理 (16、1、24-30、2016、)
- (9) Matsuo, K. & Miura, H., Effectiveness of the Self-Administered Interview and drawing pictures for eliciting eyewitness memories、Psychiatry, Psychology and Law (24、643-654、2017、doi:10.1080/13218719.2016.1254587)
- (10) Matsuo, K. & Itoh, Y., The effects of limiting instructions about emotional evidence depend on need for cognition., Psychiatry, Psychology and Law、Psychiatry, Psychology and Law (24、516-529、2017、doi:10.1080/13218719.2016.1254588)
- (11) 田中晶子、家庭裁判所における子どもの心情・意向調査への司法面接の活用、四天王寺大学紀要 (62、81-94、2016、)
- (12) 仲真紀子、「子ども時代の逆境的体験 (ACEs)」と貧困-逆境的体験から子どもを救う目と耳と心、学術の動向 (22、10、39-43、2017、)
- (13) 仲真紀子、指定討論 2 司法面接研修実施者の立場から 法と心理学会題 17 回大会ワークショップ 多専門・多職種連携による司法面接の展開—通達からの 1 年を振り返り、今後の展開を考える—、法と心理 (17、1、51-53、2017、)
- (14) 仲真紀子、刑事司法と心理学-心理学的知見の予防的使用と司法面接-、罪と罰 (54、4 (通巻 216 号)、10-21、2017、)
- (15) 仲真紀子、司法面接の四つの特徴と応用：自由報告、構造、録音録画、多機関連携、刑政 (128、11、50-60、2017、)
- (16) 仲真紀子、録音録画面接における子どもの供述—質問の仕方、カメラパースペクティブ、専門家証人が信用性判断に及ぼす効果—問上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理 (編)、現代日本の法過程、宮澤節生先生古稀記念論文集、信山社 (下巻、345-368、2017、)
- (17) 仲真紀子、性的虐待の調査 (司法面接) と多機関連携、児童青年精神医学とその近接領域 (58、5、676-680、2017、)
- (18) 仲真紀子、実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか、心理学評論 (60、4、404-418、2017、)
- (19) 仲真紀子、法と人間科学の歩み、法社会学 (84、96-115、2018)
- (20) 田中晶子、虐待被害を疑った時の子どもからの聴き取り 養護教諭志望学生を対象とした意識調査から、四天王寺大学紀要 (65、39-51、2018)

- (21)山本渉太・村橋美知子・渋谷友祐・山元修一・仲真紀子、聴取者の態度・外見的特徴が事情聴取時の被聴取者の協力的態度に与える影響（2）、北海道心理学研究（39、16-16、2017）
- (22)山本渉太・渋谷友祐・仲真紀子・岩見広一、捜査面接において被面接者から真実の供述を得るための捜査員の方略、法科学技術学会誌（23、1、45-55、2018、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jafst/advpub/0/advpub_727/_article/-char/ja/）
- (23)羽渕由子・赤嶺亜紀・安田裕子・田中晶子・仲真紀子・三原恵・主田英之、第17回法と心理学会ワークショップ報告 多専門・多職種連携による司法面接の展開：通達からの1年を振り返り、今後の展開を考える、法と心理（17、1、47-54、2017、）
- (24)松尾加代・三浦大志、目撃証言を得るための新技法 一目撃者遂行型調査（Self-Administered Interview©: SAI©）の紹介一、法と心理（17、1、77-85、2017、）
- (25)Naka, M.、Memory practice in society: Eyewitness memory in children and investigative interviews、T. Tsukiura, and S. Umeda (Eds.) Memory in Social Context: Brain, Mind, and Society. Tokyo, Japan（、297-308、2018、）
- (26)仲真紀子、研究と子育て ー受入研究者としてー、学術の動向（RPD 特集、印刷中、）
- (27)仲真紀子、司法面接の基礎と展開（上）ー参考人や被疑者の取調べにおける心理学的技術の応用ー、警察学論集（71、8、110-123、2018、）
- (28)仲真紀子、司法面接の基礎と展開（中）ー参考人や被疑者の取調べにおける心理学的技術の応用ー、警察学論集（71、9、120-138、2018、）
- (29)仲真紀子、司法面接の基礎と展開（下）ー参考人や被疑者の取調べにおける心理学的技術の応用ー、警察学論集（71、10、84 - 100、2018、）
- (30)仲真紀子、子どもへの司法面接ー日本の現状と課題ー、児童・青年期における司法精神医学、児童青年精神医学とその近接領域（59、2、159-166、2018、）
- (31)岡田強志・仲真紀子、司法面接の概要、岡田強志（企画）第11分科会、現状と課題司法面接の実務と課題、司法福祉学研究（18、168-169、2018）
- (32)羽渕由子、赤嶺亜紀、ヤコブ・マルシャレンコ、上宮愛、井上智義、水野真木子、法と心理学会第18回大会ワークショップ報告 司法面接の新展開ー外国人を対象とした司法面接の取り組みー、法と心理（18、1、41-48、2018、）
- (33)赤嶺亜紀、田中周子、田中晶子、柴田勝之、尾崎友里加、仲真紀子、法と心理学会第18回大会ワークショップ報告 司法における多専門・多職種連携と心理学ー外国人被告人の心理査定ー、法と心理（18、1、56-62、2018、）

6ー2ー2. 査読なし（9件）

- (1)仲真紀子、司法面接の展開：多機関連携への道程、法と心理（16、1、24-30、2016、）

- (2)仲真紀子、シンポジウム「司法面接をどう使うか ースキル,連携,法制度ー」企画趣旨、
法と心理 (16、1、2016、2016、)
- (3)仲真紀子、子どもへの司法面接～その必要性和方法～、捜査研究 (782、46-53、2016、)
- (4)仲真紀子、記憶はどのように伝えられるかー子どもへの司法面接と多機関連携による協同
面接、臨床心理学 (16、5、549-553、2016、)
- (5)仲真紀子、性的虐待の調査(司法面接)と多機関連携(第57回日本児童青年精神医学会
総会特集(2) 児童青年精神医学のこれから) --シンポジウム5: 性的虐待の被害児童を
支援する: 福祉・医療がすべきこと、児童青年精神医学とその近接領域 (58、5、676-
680、2017、)
- (6)仲真紀子、私のキャリアパス、日本心理学会若手の会 NEWSLETTER (2、2、3-4、2017、)
- (7)仲真紀子、子どもを支えながらどのように話を聴き取るか: 司法面接、臨床心理学 (17、
6、773-775、2017、)
- (8)仲真紀子、2016年度 臨床教育シンポジウム. 子どもの証言と裁判: 司法面接の取り組
み(講演録)、武庫川女子大学大学院臨床教育研究科研究誌 (23、8月、145-162、2017、)
- (9)土屋知子・松尾加代、社会的行動障害のある高次脳機能障害者の就労支援に関する研究
～医療機関での取組についての調査～. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター 調査研究報告書 (No.139、2018、)

6-3. 口頭発表(国際学会発表及び主要な国内学会発表)

6-3-1. 招待講演(国内会議 13 件、国際会議 3 件)

- (1)Naka, M.(Hokkaido University)., The use of forensic interviews with alleged child
victims/witnesses in a MDT team in Japan., In Invited Symposium: The investigative
interviewing of suspects and witnesses/victims. [Organizer] Bull, Ray (Universities of
Derby and Leicester (United Kingdom)) ., The 31st International Congress of
Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan)., 16:00 - 18:00,
July 26, 2016.
- (2)Naka, M.(Hokkaido University)., Keynote: Forensic interviews with witnesses and alleged
child victims: Research and Practice - Multi Disciplinary Team Approach in Japan-. The
10th East Asian Association of Psychology and Law conference., Jeju, Korea., Oct 23.
2016.
- (3)仲真紀子(立命館大学)、法社会学会70周年記念シンポジウム基調講演「隣接分野と法
社会学の対話」、法と心理学、早稲田大学、2017年5月27日
- (4)仲真紀子(立命館大学)、「子ども時代の逆境体験(ACE)」と貧困、日本心理学会
公開シンポジウム「貧困社会を考える: 心理学は何ができる」、東京大学駒場キャン
パス、2017年8月26日・京都女子大学、2017年12月9日

- (5)仲真紀子（立命館大学）、司法面接の現状と課題、法福祉学会シンポジウム「司法面接の多様性と実務の課題」、國學院大學 渋谷キャンパス、2017 年 9 月 3 日
- (6)仲真紀子（立命館大学）、子どもから話をどう聴くか-司法面接の現状と展開-、日本心理学会公開シンポジウム「司法面接：被面接者への配慮と事実の解明」、福岡大学、2017 年 11 月 18 日・立命館大学、2017 年 12 月 2 日
- (7)羽渕由子（徳山大学）、ことばの壁をどう乗り越えるか：日本語が母語でない人に対する司法面接、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「司法面接：被面接者への心理的配慮と事実の解明」、福岡大学、2017 年 11 月 18 日・立命館大学、2017 年 12 月 2 日
- (8)松尾加代（慶應義塾大学）、目撃者遂行型調査 一質問紙による目撃情報の収集一、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「司法面接：被面接者への心理的配慮と事実の解明」、福岡大学、2017 年 11 月 18 日・立命館大学、2017 年 12 月 2 日
- (9)仲真紀子（立命館大学）、司法面接の基礎と運用、大阪弁護士会、2018 年 2 月 7 日
- (10) 仲真紀子（立命館大学）、子どもから事実を聴くということー司法面接の展開ー、第 59 回日本児童青年精神医学会総会教育講演、2018 年 10 月 12 日
- (11) 仲真紀子（立命館大学）、法と心理学 2000-2010, 2011-2016, 2016-2018. 公開シンポジウム、法と心理学会公開シンポジウム「犯罪心理学と法と心理学の交差点ーこれまでとこれからを考えるー」、関西国際大学、2018 年 10 月 6 日
- (12) Naka, M. (Ritsumeikan University)、An analysis of mock deliberation: Interactions of professional and lay judge, the East Asian Association for Psychology and Law (EAAPL) 2018 at Ritsumeikan University, Kyoto, December 14, 2018
- (13) 仲真紀子（立命館大学）、少年から話を聴くということ、千葉大学千葉子ども教育医療研究会、2018 年 12 月 21 日
- (14) 仲真紀子（立命館大学）、司法面接の展開とオープン質問の効果、大阪大学社会心理学セミナー、2018 年 6 月 2 日
- (15) 仲真紀子（立命館大学）、子どもから話を聞くということ-司法面接を通して-、桜蔭会、2018 年 6 月 3 日
- (16) 仲真紀子（立命館大学）、子どもから被害を打ち明けられたとき～言ってよいことよくないこと～、＜市民講座＞地域における性教育～子どもへの性被害の現状を踏まえて、姫路市医師会館 2018 年 12 月 2 日

6—3—2. 口頭発表（国内会議 32 件、国際会議 11 件）

- (1)仲真紀子（北海道大学）、チュートリアル：司法面接の基礎、応用と現在の問題、日本発達心理学会第 27 回大会、北海道大学、2016 年 4 月 30 日

- (2)上宮 愛(浜松医科大学)、子どもへの事実確認のための面接技法：司法面接法の開発とその実装、日本発達心理学会第 27 回大会ラウンドテーブル『記憶と学びの生涯発達から見る発達研究(3)：児童・成人・高齢者の記憶』、北海道大学、2016 年 5 月 1 日
- (3)Naka, M.(Hokkaido University),, Introduction to Keynote Address by Loftus, Elizabeth, F. "The Memory Factory"., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan),, 12:00 - 12:40, July 26, 2016.
- (4)Isaka, K.(Hokkaido University), Naka, M., &Michimata C., Effects of background information on identification/interpretation of the central figure., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan) ,, 14:40 - 16:10, July 26, 2016.
- (5)Sasaki S.(Koen Gakuen Women's Junior College),, Grain size of children's report: Development in regulating skills, executive functions, metacognitive awareness, and verbal ability., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan), 08:30 - 10:00, July 27, 2016.
- (6)Naka, M.(Hokkaido University), Itoh, Y.,& Matsuo, K., Diversity In Harmony Symposium: Psychology and Law in Japan: From the Lab to Applied Knowledge in the Criminal Justice System (Symposium sponsored by Japanese Society for Law and Psychology),, The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan),, 10:50 - 12:50, July 28, 2016.
- (7)Naka, M.(Hokkaido University),, The use of forensic interviews with alleged child victims and witnesses in Japan., In Diversity In Harmony Symposium: Psychology and Law in Japan: From the Lab to Applied Knowledge in the Criminal Justice System (Symposium sponsored by Japanese Society for Law and Psychology),, The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan),, 10:50 - 12:50, July 28, 2016.
- (8)Naka, M.(Hokkaido University),, Introduction to Keynote Address by Ray, Bull "Research on improving the interviewing of suspects",, The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan),, 16:20 - 17:00, July 28, 2016.
- (9)Habuchi, Y. (Tokuyama University),, Characteristics of non-native speakers' eyewitness reports on events and proposal for forensic interviews., In Thematic session: How to Overcome the Language Barriers in a Multi-language Society -- When a foreign resident encounters an incident or an accident., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan),, 10:20 - 11:50, July 29, 2016.
- (10)Matsuo, K. (Keio University), & Miura, H., A tip to resolve the language barriers for interview: Introducing "the Self-Administered Interview",, In Thematic session: How to

- Overcome the Language Barriers in a Multi-language Society -- When a foreign resident encounters an incident or an accident., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan), 10:20 - 11:50, July 29, 2016.
- (11) Tanaka, A. (Shitennoji University), Interviewing children- from a viewpoint of NICHD investigative interview protocol., In Thematic session: How to overcome the language barriers -When a vulnerable people in terms of communication encounters an incident or an accident., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan), 10:20 - 11:50, 10:20 - 11:50, July 29, 2016.
- (12) 山本渉太（北海道大学）・仲真紀子・岩見広一、捜査面接における警察官のラポール形成戦略（3）、日本犯罪心理学会第54回大会、2016年9月4日
- (13) 山本渉太（北海道大学）・村橋美知子・渋谷友祐・山元 修一・仲 真紀子（北海道大学）、聴取者の態度・外見的特徴が事情聴取時の被聴取者の協力的態度に与える影響（2）、第12回東北心理学会・北海道心理学会合同大会（北海道心理学会第63回大会）、福島大学、2016年10月1-2日
- (14) 仲真紀子（北海道大学）、外傷体験（トラウマ）の記憶を特別だとする信念 - 司法の場面で -, In シンポジウムII(北海道心理学会事務局企画) 自伝的記憶とネガティブ事象・震災に関わる記憶をどう考えればよいか、第12回東北心理学会・北海道心理学会合同大会（北海道心理学会第63回大会）、コラッセふくしま、2016年10月2日
- (15) 仲真紀子（北海道大学）、多専門・多職種連携による司法面接の展開ー一通達からの1年を振り返り、今後の展開を考えるー., 羽瀧由子・赤嶺亜紀・安田裕子・田中晶子・仲 真紀子. 企画, 指定討論、法と心理学会第17回大会、立命館大学大阪いばらきキャンパス、2016年10月16日
- (16) 廣井亮一・村瀬嘉代子・二宮周平・山口直也・安田裕子（立命館大学）、（公開シンポジウム）子どもをめぐる法と心理臨床、法と心理学会第17回大会、立命館大学大阪いばらきキャンパス、2016年10月16日
- (17) Banjoya, H. (Hokkaido University) and Naka, M., The relationship between autistic tendencies and the occurrence of Verbal Overshadowing Effect., The 10th East Asian Association of Psychology and Law conference, Jeju, Korea., Oct 23, 2016.
- (18) 仲真紀子（北海道大学）、性的虐待の調査（司法面接）と多機関連携., 児童青年精神医学会シンポジウム 性的虐待の被害児童を支援する～福祉・医療がすべきこと～、第57回日本児童青年精神医学会総会、岡山コンベンションセンター、2016年10月28日
- (19) 伊東裕司・仲真紀子（北海道大学）・箱田裕司、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「裁判員の判断を左右するもの～罪を裁く人の心～」、日本心理学会、北海道大学、2016年11月13日

- (20)松尾加代（慶應義塾大学）、裁判員の事実認定に影響を及ぼす要因とそのメカニズム、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「裁判員の判断を左右するもの～罪を裁く人の心～」、北海道大学、2016年11月13日
- (21)名畑康之（北海道大学）、裁判員の情報処理スタイルが目撃証言の信用性判断に及ぼす影響、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「裁判員の判断を左右するもの～罪を裁く人の心～」、北海道大学、2016年11月13日
- (22)伊東裕司・仲真紀子（北海道大学）・箱田裕司、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「裁判員の判断を左右するもの～罪を裁く人の心～」、日本心理学会、慶應義塾大学、2016年12月11日
- (23)松尾加代（慶應義塾大学）、裁判員の事実認定に影響を及ぼす要因とそのメカニズム、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「裁判員の判断を左右するもの～罪を裁く人の心～」、慶應義塾大学、2016年12月11日
- (24)名畑康之（北海道大学）、裁判員の情報処理スタイルが目撃証言の信用性判断に及ぼす影響、日本心理学会公開シンポジウム・社会のための心理学シリーズ「裁判員の判断を左右するもの～罪を裁く人の心～」、慶應義塾大学、2016年12月11日
- (25)仲真紀子（北海道大学）、日本発達心理学会からの海外情報発信—英書刊行をステップに飛躍を—、日本発達心理学会出版企画委員会、指定討論、日本発達心理学会 第28回大会、広島国際会議場, JMS アステールプラザ、広島市文化交流会館、2017年3月25日
- (26)仲真紀子（立命館大学）、司会 内田伸子先生国際賞受賞講演「児童虐待からの再生—児童虐待は脳の成熟にどのように影響を与えるか—」、日本心理学会第81回大会、久留米大学、2017年9月20日
- (27)仲真紀子（立命館大学）、感情情報の認識における文化の影響 --文化神経科学によるアプローチ--、日本心理学会第81回大会、久留米大学、2017年9月21日
- (28)仲真紀子（立命館大学）、司法心理学(forensic psychology)の可能性、日本心理学会第81回大会、久留米大学、2017年9月21日
- (29)上宮愛（立命館大学）、子どもの嘘の理解における『事実』・『信念』・『文脈』の役割、日本心理学会第81回大会、久留米シティプラザ、2017年9月21日
- (30)仲真紀子（立命館大学）、嗜好品摂取によって得られる心理学的効果に及ぼす記憶の役割を探る、指定討論、日本心理学会第82回大会、久留米大学、2017年9月22日
- (31)赤嶺亜紀（名古屋学芸大学）・田中周子・仲真紀子・柴田勝之・尾崎友里加、司法における実践の心理学：日本で被告人となった外国人の心理査定、日本心理学会第81回総会自主企画シンポジウム、久留米シティプラザ、2017年9月22日
- (32)赤嶺亜紀（名古屋学芸大学）・田中周子・田中晶子・柴田勝之・尾崎友里加・仲真紀子、司法における多専門・多職種連携と心理学：外国人被告人の心理査定、法と心理学会第18回大会ワークショップ、成城大学、2017年10月15日

- (33)羽瀧由子（徳山大学）・田中周子・渡邊元嗣・齋藤祐子・田中晶子・仲真紀子・笠原正洋、学校からの虐待通告：迅速な通告と有機的な多機関連携に向けて、日本教育心理学会第59回総会自主企画シンポジウム、名古屋国際会議場、2017年10月7日
- (34)羽瀧由子（徳山大学）・Jakob Marszalenko・上宮愛・水野真木子・井上智義、司法面接の新展開：外国人を対象とした司法面接の取り組み、法と心理学会第18回大会ワークショップ、成城大学、2017年10月15日
- (35)立部文崇（徳山大学）、上級以上と中級以下を簡便に判定する会話能力判定テストの開発と紹介、2017年度 日本語教育学会 四国支部支部集会（交流ひろば）、愛媛大学、2017年12月16日
- (36)羽瀧由子（徳山大学）・赤嶺亜紀・上宮愛、誘導せずに相手から話を聴く方法-NICHDガイドラインに基づく面接を体験してみよう-、2017年度 日本語教育学会 関西支部支部集会（交流ひろば）、龍谷大学、2018年3月24日
- (37)羽瀧由子（徳山大学）・立部文崇（徳山大学）、誘導せずに相手から話を聴く方法—自由報告を練習してみよう—、2018年度 日本語教育学会 九州・沖縄支部支部集会（交流ひろば）、福岡女子大学、2018年7月1日
- (38)羽瀧由子（徳山大学）・仲真紀子（立命館大学）・佐々木真吾（名古屋女子大学）・田中晶子（四天王寺大学）、子どもから事実を聴き取る面接技術 司法面接の教育現場での活用に向けて、日本教育心理学会第60回総会自主企画シンポジウム、慶應義塾大学日吉キャンパス、2018年9月17日
- (39)羽瀧由子（徳山大学）・松尾加代（慶應義塾大学）・三浦大志（杏林大学）・立部文崇（徳山大学）、外国人を対象としたやさしい日本語版目撃者遂行型調査の開発：対象者の日本語の能力別検討、法と心理学会第19回大会、関西国際大学尼崎キャンパス、2018年10月7日
- (40)松尾加代（慶應義塾大学）・立部文崇（徳山大学）・羽瀧由子（徳山大学）・三浦大志（杏林大学）、やさしい日本語版目撃者遂行型調査の効果：英語母語話者を対象にした検討、法と心理学会第19回大会、関西国際大学尼崎キャンパス、2018年10月7日
- (41)田中晶子（四天王寺大学）、安田裕子、上宮愛、片岡笑美子、鈴木聡、西部智子、仲真紀子、虐待を受けた子どもへの包括的支援を考える 「捜査とケア」二者択一から両立へ、法と心理学会、関西国際大学尼崎キャンパス、2018年10月7日
- (42)上宮愛（立命館大学）、田中晶子、安田裕子、これからの協同面接の在り方を子どもの視点で考える ～子どもが話してよかった経験になるように～、日本子ども虐待防止学会、川崎医療福祉大学、2018年12月1日
- (43)Shimane, D., Matsuo, K. (Keio University), & Itoh, Y. 、Confirmation bias affects evaluations and judgements of lay judges. 、The 12th East Asian Association of Psychology and Law Conference. December 15、Ritsumeikan University. (Kyoto, Japan)、2018年12月15日

6—3—3. ポスター発表（国内会議 23 件、国際会議 5 件）

- (1)田中晶子（四天王寺大学）、司法面接後の再認課題における判断－6～7歳児と大学生における比較－、日本発達心理学会第27回大会、北海道大学、2016年4月29日
- (2)佐々木真吾（光塩学園女子短期大学）・仲真紀子、想起のコントロールの発達に関わる認知的要因の検討－実行機能，言語能力，および想起時のメタ認知的思考－、日本発達心理学会第27回大会、北海道大学、2016年4月29日
- (3)田鍋佳子（北海道大学）・仲真紀子、母親はどのように子どもから事件を聞き取るか(2)、日本発達心理学会第27回大会、北海道大学、2016年4月30日
- (4)三浦大志（慶應義塾大学）・松尾加代・伊東裕司、認知スタイルの差異が目撃者遂行型調査に及ぼす影響、日本認知心理学会第14回大会、広島大学、2016年6月18日
- (5)Yamamoto, S.(Hokkaido University), Naka, M., Wachi, T., Watanabe, K., Yokota, K., & Tominaga, R., Effects of rapport building strategies and questioning styles on the investigative interview: Part 3., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan), 16:30 - 17:30, July 27, 2016.
- (6)Habuchi, Y. (Tokuyama University), The development of forensic interview method targeting non-native speakers: Review on utilizing the Japanese version of NICHHD Protocol., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan) , 16:30 - 17:30, July 27, 2016.
- (7)Yasuda, Y. (Ritsumeikan University), Troubles and tasks of the support for victims received damage of domestic violence (DV): Toward the view to support lives of sufferers in community., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan), 09:30 - 10:30, July 28, 2016.
- (8)Murai, F.(Hokkaido University), Kato, H., & Naka, M., "Kyara" (a Japanese Term for Simplified Personality) and the Multiple Self in Japanese Adolescents., The 31st International Congress of Psychology., Pacifico Yokohama Conference Center. (Yokohama, Japan), 10:30 - 11:30, July 28, 2016.
- (9)菅美知子・山本渉太（北海道大学）・山元 修一、聴取者の態度・外見的特徴が事情聴取における被聴取者の協力的態度に与える影響(1)、日本犯罪心理学会第54回大会、2016年9月4日
- (10)武田知明（北海道大学）・仲真紀子（北海道大学）、司法面接で聴取される情報の記録・整理のためのアプリケーションの作成、日本教育工学会 第32回全国大会、大阪大学豊中キャンパス、2016年9月17日

- (11)佐々木 真吾（光塩学園女子短期大学）・仲真紀子（北海道大学）・田鍋佳子（北海道大学）、保育者志望学生への司法面接研修の効果、日本教育心理学会第 58 回総会、2016 年 10 月 8 日
- (12)田中晶子（四天王寺大学）、司法面接における子どもの語り一面接者の働きかけが子どもの語りに及ぼす影響について一、法と心理学会第 17 回大会、立命館大学大阪いばらきキャンパス、2016 年 10 月 15 日
- (13)羽渕由子（徳山大学）・立部文崇（徳山大学）、やさしい日本語による SAI（Self-Administrated Interview）の開発、2016 年度 日本語教育学会 中国地区研究集会、山口大学、2016 年 12 月 10 日
- (14)仲真紀子（北海道大学）、司法面接に関わる多機関連携:有用性、実施状況と阻む要因—事実確認に携わる専門家の意識—、日本発達心理学会 第 28 回大会、広島国際会議場・JMS アステールプラザ・広島市文化交流会館、2017 年 3 月 25 日
- (15)番匠谷博之（北海道大学）・仲真紀子、自閉性傾向が言語隠蔽効果に与える影響の検討、日本発達心理学会 第 28 回大会、広島国際会議場・JMS アステールプラザ・広島市文化交流会館、2017 年 3 月 26 日
- (16)村井史香・仲真紀子（北海道大学）、未来の出来事に対する予測の正確さと抑うつ傾向との関連—抑うつリアリズムの観点から—、日本発達心理学会 第 28 回大会、広島国際会議場・JMS アステールプラザ・広島市文化交流会館、2017 年 3 月 25 日
- (17)立部文崇（徳山大学）、外国人生活者に対する「簡易版」口頭能力判定項目の選定について、2016 年度日本語プロフィシエンシー研究会、里山の休日京都・烟河、2017 年 3 月 26 日
- (18)仲真紀子（立命館大学）、司法、福祉、心理の専門家による虐待認知-仮想的な虐待への対応の種類と頻度に関する認識-、日本心理学会第 81 回大会、久留米大学、2017 年 9 月 20 日
- (19)胡政飛（北海道大学）・仲真紀子（立命館大学）、バイリンガルによる目撃供述と司法通訳の効果—母語、第二言語、通訳を介した供述の特徴、日本心理学会第 81 回大会、久留米大学、2017 年 9 月 21 日
- (20)武田知明・仲真紀子（立命館大学）、司法面接で聴取される情報の記録・整理のためのアプリケーション:ネットワーク機能の追加、日本教育工学会 第 33 回全国大会、島根大学松江キャンパス、2017 年 9 月 16 日
- (21)田中晶子（四天王寺大学）、虐待被害を疑った時の子どもからの聴き取り—養護教諭志望学生を対象とした意識調査から、第 81 回日本心理学会、久留米シティプラザ、2017 年 9 月 21 日
- (22)村井文香・加藤弘通・仲真紀子（立命館大学）、青年期における“キャラ”と自己形成—高校生は“キャラ”をどうとらえているのか？、日本心理学会第 81 回大会、久留米大学、2017 年 9 月 20 日

- (23)赤嶺亜紀（名古屋学芸大学）、非日本語話者への事実確認面接、日本認知心理学会第 15 回大会、慶應義塾大学、2017 年 6 月 3 日
- (24)羽瀧由子（徳山大学）、非日本語母語話者を対象とした日本語による司法面接：NICHDP протоколを用いた検討、日本心理学会第 81 回大会、久留米シティプラザ、2017 年 9 月 22 日
- (25)松尾加代（慶應義塾大学）・三浦大志（杏林大学）、想起の場所が目撃者遂行型調査に及ぼす影響、第 18 回 法と心理学会、成城大学、2017 年 10 月 14 日
- (26)立部文崇（徳山大学）・羽瀧由子（徳山大学）、実際の生活場面での利用を目指した簡易型日本語能力評価テストの開発、日本語教育学会 2018 年度春季大会、東京外国語大学、2018 年 5 月 27 日
- (27)Akamine, A. (Nagoya University of Arts and Sciences), Uemiya, A. (Ritsumeikan University) and Naka, M. (Ritsumeikan University), The number of words spoken in forensic interviews conducted in the native language or with an interpreter., The 12th East Asian Association of Psychology and Law conference, Kyoto, Japan., Dec 15, 2018.
- (28)三浦大志（杏林大学）・松尾加代（慶應義塾大学）、目撃者遂行型調査における「書く」ことの効果.、日本心理学会第 82 回大会.、 仙台国際センター、2018 年 9 月 26 日

6－4．新聞報道・投稿、受賞など

6－4－1．新聞報道・投稿

- (1)北海道新聞、2015.12.21、夕刊全道（社会）、児相の虐待児被害聴取 専門職員対応広がる 道など自治体 7 割に
- (2)東亜日報、2015.12.21、虐待児の聴取「原則 1 回」 「司法面接」欧米で普及 日本、制度導入議論進まず
- (3)岩手日報、2015.12.21、原則 1 回の司法面接 虐待受けた児童聴取 欧米で普及証拠採用も
- (4)岩手日報、2015.12.21、虐待聴取 7 割専門職員 児相設置の自治体調査 心理負担の軽減広がる
- (5)河北新報、2015.12.21、児童相談所設置の全国自治体 虐待児聴取に専門職員 7 割 心理負担軽減、浸透
- (6)秋田魁新報、2015.12.21、虐待児専門職の聴取 7 割 児童相談所設置自治体調査 心理負担を軽減
- (7)秋田魁新報、2015.12.21、虐待児への専門職聴取 欧米、司法面接 1 回だけ 捜査、福祉機関が情報共有
- (8)茨城新聞、2015.12.21、虐待被害聴取 専門職 7 割 児相設置自治体 子どもの心理負担軽減

- (9)千葉日報、2015.12.21、虐待児聴取 7 割が専門職 児相設置自治体 複数解消には課題も
- (10)千葉日報、2015.12.21、被害児童への聴取 司法面接は原則 1 回 欧米「負担を抑える」
- (11)新潟日報、2015.12.21、虐待児聴取 7 割が専門職員 児童相談所設置自治体への調査
- (12)山梨日日新聞、2015.12.21、虐待児聴取専門職が 7 割 心理負担配慮広がる 児童相談所
- (13)富山新聞、2015.12.21、虐待被害児の心理負担軽く 専門職の聴取 7 割に拡大 児相設置の自治体調査
- (14)北日本新聞、2015.12.21、虐待児聴取 7 割が専門職員 児相設置の自治体 富山でも訓練開始
- (15)北日本新聞、2015.12.21、欧米 聴取は原則 1 回 虐待児「司法面接」制度 刑事事件で証拠採用も
- (16)岐阜新聞、2015.12.21、虐待被害、子供への事実聴取 自治体の 7 割専門員が対応 心理負担を軽減
- (17)岐阜新聞、2015.12.21、欧米 原則 1 回「司法面接」 日本 刑事事件なら複数回 子どもも聴取、大きな差 虐待被害
- (18)京都新聞、2015.12.21、子どもの「傷」拡大防げ 「司法面接」欧米は原則 1 回 虐待体験 何度も語らせない
- (19)京都新聞、2015.12.21、虐待児聴取 7 割が専門職 心理負担軽減に配慮 児相設置の自治体調査 「複数回」に課題も
- (20)日本海新聞、2015.12.21、虐待児の聴き取り役 7 割が専門職員 「負担の軽減」浸透 複数回解消には課題も
- (21)日本海新聞、2015.12.21、「司法面接」原則 1 回 欧米の虐待児聴取 証拠として採用も
- (22)山陰中央新報、2015.12.21、虐待児童の聴取 欧米では「原則 1 回」 制度導入 遅れる日本
- (23)山陰中央新報、2015.12.21、専門職員が聴取 7 割 自治体調査「負担の軽減」浸透 「複数回」 解消には課題
- (24)山陽新聞、2015.12.21、虐待児聴取 7 割専門職員 「心理負担の軽減」浸透 自治体調査
- (25)山陽新聞、2015.12.21、司法面接 欧米では 1 回 複数回子どもに精神負担
- (26)四国新聞 2015.12.21、虐待児の精神負担配慮 欧米では聴取 1 回のみ 司法面接、国内議論は進まず
- (27)四国新聞、2015.12.21、虐待児聴取 7 割が専門員 児相設置自治体調査 「心理負担の軽減」浸透
- (28)高知新聞、2015.12.21、つらい体験 何度も語らせない 「司法面接」制度 導入遅れ

- (29)高知新聞、2015.12.21、被虐待児聴取 7割が専門職 心理負担減が浸透 児相設置自治体調査
- (30)佐賀新聞、2015.12.21、虐待児聴取 専門職員7割 「心理負担減」認識広がる 児相設置自治体への調査
- (31)佐賀新聞、2015.12.21、欧米の虐待被害児童への聴取 原則1回の「司法面接」 記録は証拠採用も
- (32)朝日新聞、2016.02.06、土曜版 (be)、＜フロントランナー＞高松高検検事長 酒井 邦彦さん 児童虐待防止 検事が挑む
- (33)北海道新聞、2016.4月3日、朝刊全道（総合）、＜異聞風聞＞若者たちの「逆襲」が始まる!?
- (34)読売新聞、2016.8月20日、東京朝刊（生活）、虐待や性被害 子ども聴取 心の傷に配慮 児相、検察、警察 いずれかの代表で
- (35)北海道新聞、2016.9月22日、朝刊全道（生活・くらし）、成人年齢を20歳から18歳へ 引き下げの影響は 犯罪増加の恐れ
- (36)東京新聞、2016.9月29日、夕刊、虐待児の聴取法学んで 子ども負担減らす「司法面接」 北海道大・仲真紀子教授 本で紹介
- (37)北海道新聞、2016.10月24日、夕刊全道（社会）、犯罪情報 子どもから正確に聞き取り 司法面接の進め方 一冊に 北大大学院・仲教授 制度解説、実践法も
- (38)聖教新聞、2016.1月15日、6面、安田裕子・戸田有一（記事） 家庭は子どもの安全基地（上）
- (39)聖教新聞、2016.1月22日、6面、安田裕子・戸田有一（記事） 家庭は子どもの安全基地（下）
- (40)産業経済新聞、2017-08-28、夕刊-1面、虐待児童の「記憶」正しく聞き取り-警察・検察・児相「司法面接」で連携-
- (41)毎日新聞、2018-01-24、福岡 朝刊、司法面接 県内初の研修-子どもに負担かけず 正確に-
- (42)朝日新聞、2018-01-31、福岡 朝刊、「司法面接」学ぶ研修会-虐待などの被害児童 心の負担軽減-
- (43)読売新聞、2018-02-01、福岡 朝刊、被害児童の面談方法考える-県警察本部で研修会 170人参加-
- (44)毎日新聞、2018-02-04、社会面、虐待判断別れる現場-司法面接試行錯誤-
- (45)教育新聞、2018年5月17日、児童から聞き取る「司法面接」の手法 いじめ調査に活用
- (46)日本経済新聞、2018年5月21日、子供の聴取1回限り 福岡県警、検察・児相同席で
- (47)都政新報、2018年11月22日、区職員研修所 児相開設で「司法面接」研修 東京地検、警察庁と合同で

(48)長崎新聞、2018 年 11 月 21 日、広がる「司法面接」 子どもの聴取負担軽減 県警で研修会

6－4－2．受賞

6－4－3．その他

6－5．特許出願

6－5－1．国内出願（ 0 件）

6－5－2．海外出願（ 0 件）

7．領域のプロジェクトマネジメントについてのご意見や改善提案（任意）

8．その他（任意）